

國文讀本

卷一

206
236

081628-000-2

特22-859

國文讀本

青木 文造 / 著

M32

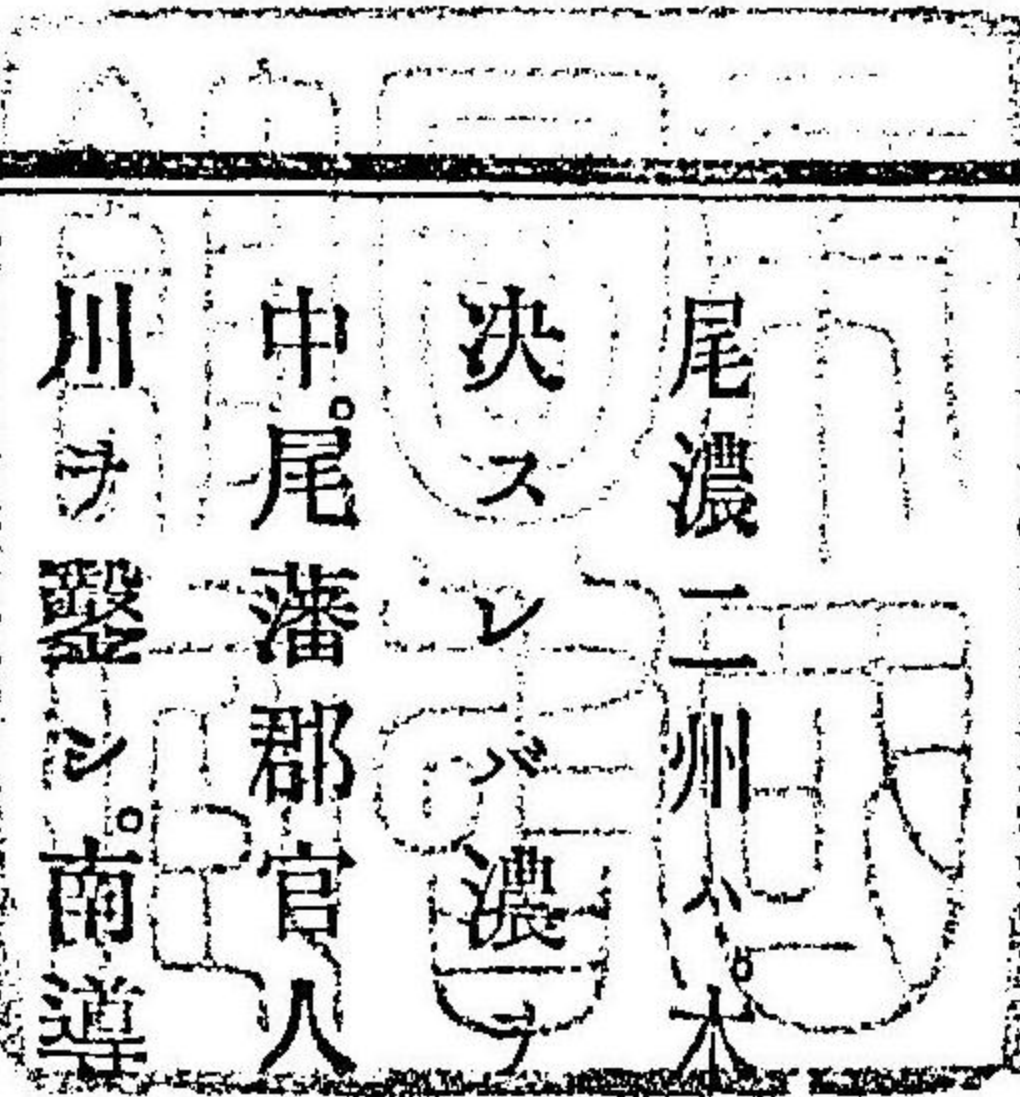
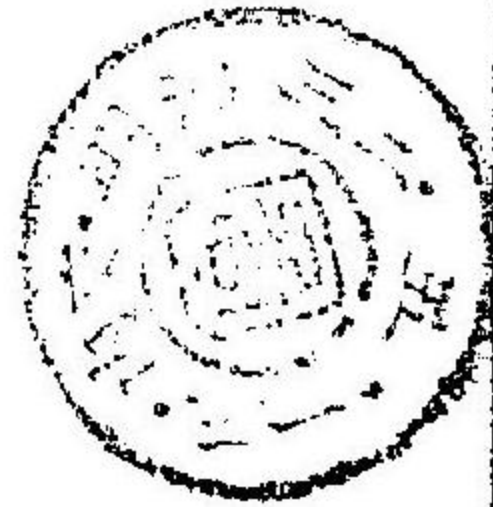
DAC-6410



國文讀本

尾張ノ人見郡官新川ヲ開クノ事ヲ紀ス

齋藤拙堂



尾濃二州ハ木曾川ノ左右ニ在リ。左決スレバ尾ヲ犯シ。右決スレバ濃ヲ犯ス。二州交其ノ害ヲ被ル。古ヨリ然リ。寛政中。尾藩郡官人見彌右衛門建請ス。犬山境内ニ於テ別ニ一川ヲ鑿シ。南導之ヲ海ニ達スレバ。則水勢暴溺ニ至ラズ。庶幾クハ封内ノ民昏墊ノ苦ヲ免レント。衙議之ヲ然リトス。然レドモ衆成瀬氏ヲ畏レテ。敢テ之ヲ主トスルモノナシ。成瀬氏ハ尾藩ノ權臣ニシテ。犬山ニ食ム。意之ヲ便トセズ。

人見ヲ諷シテ之ヲ止ム。人見其ノ意ヲ察セザルモノ、マ
チシテ。益其ノ便ヲ言フ。成瀬奪フコト能ハズ。乃日ヲ刻シ
テ往イテ地勢ヲ檢察センコトヲ約ス。人ヲシテ地方ノ民
之ヲ不便トスト宣言セシメ。且密ニ土民ヲ誘シ。巡檢ノ日
ヲ俟テ之ヲ馬前ニ訴ヘシム。人見豫メ之アルヲ知リ。期
ニ至リ。卒數十人ヲ備ヘテ往キ。親成瀬ノ先導タリ。既ニシ
テ農民數百。箆笠ヲ披シテ道上ニ候スルヲ望見シ。卒ヲ遣
リ之ニ問ヒテ曰。何物ノ村民ゾ。敢テ相君ノ馬前ヲ冒スト。
衆對ヘテ曰。犬山ノ民訴フル所アリテ來ル。人見叱シテ曰。
小民無禮敢テ爾ルカト。扇ヲ把テ卒ヲ磨ク。卒皆刃ヲ露シ。
叫喊之ニ馳ス。衆大ニ駭キ奔潰ス。成瀬之ヲ如何トモスル

ニト能ハズ。其ノ爲ス所ニ聽ス。功遂ニ成ル。川廣五十步バ
カリ。長七八里。名ケテ新川ト曰フ。今ニ至リテ五十餘年。濃
ノ水害舊ノ如クニシテ。而シテ尾獨之ヲ免ル。土人甚人見
ヲ德トシ。祠ヲ立テ、之ヲ祀ル。人見ハ本微者ナリ。學ヲ好
ミテ材幹アリ。累官執政ニ至リ。祿千石ヲ食ム。余尾人ニ聞
クコト此ノ如シ。

山内容堂大政返上を將軍家に勸むる建白書

誠惶誠恐謹テ建言仕候天下憂世ノ士口ヲ噤シテ不言ニ
至リテハ誠ニ可懼ノ時ニ候朝廷幕府公卿諸侯旨趣相違
フノ狀アルニ似タリ誠ニ可懼ノ事ニ候此二懼ハ我ノ大
患ニシテ彼ノ大幸ナリ彼ノ策於是乎成矣ト可謂候如此

事態ニ陥リ候ハ其責畢竟誰ニ可歸カ併シナカラ既往ノ是非曲直ヲ喋々辨難スト雖トモ何ノ益カアラシク唯願クハ大活眼大英斷ヲ以テ天下萬民ト共ニ同心協力公明盛大ノ道理ニ歸シ萬世ニ亘リテ不愧萬國ニ臨テ耻ヂサルノ大根柢ヲ建テサルヘカラス此旨趣前日上京ノ砌ニモ追々建言仕候心得ニハ候ヒケレトモ何分阻隔ノ筋ヲミ有之其内不圖モ舊疾再發仕不得止歸國仕候以來起居動作モ不隨意ノ事ニ成至リ再上ノ儀暫時相調不申候ハ誠ニ遺憾ノ次第ニテ只管此事ノミ日夜焦心苦慮罷在候因テ愚存ノ趣一二家來共ヲ以テ言上仕候唯幾重ニモ公明正大ノ道理ニ歸シ天下萬民ト共ニ皇國幾百年ノ國體ヲ

一變シ至誠ヲ以テ萬民ニ接シ王政復古ノ業ヲ建テサルヘカラサルノ一大機會ト奉存候猶又別紙得度御細覽被仰付度懇々ノ至情默止難泣血流涕ノ至ニ不堪候別紙

宇内ノ形勢古今ノ得失ヲ鑒ミ誠惶誠恐頓首再拜伏惟皇國興復ノ基業ヲ建テント欲セハ國體ヲ一定シ政度ヲ一新シ王政復古萬國萬世ニ不耻者ヲ以テ本旨トスベシ奸ヲ除キ良ヲ舉ケ寛恕ノ政ヲ施行シ朝幕諸侯齊シク此大基本ニ注意スルヲ以テ方今ノ急務ト奉存候前月四藩上京仕リ一二獻言ノ次第モ有之容堂儀ハ病症ニ因テ歸國仕候以來猶又篤ト熟慮仕候ニ實ニ不容易時態ニテ安危

ノ決今日ニ有之ヤニ愚考仕候因テ早速再上仕リ右ノ次
第一一乍不及建言仕候志願ニ御座候處今ニ至テ病症難
澁仕不得止微賤ノ私共ヲ以テ愚存ノ趣乍恐言上爲仕候
一天下ノ大政ヲ議定スル全權ハ 朝廷ニ在リ乃チ我皇
國ノ制度法則一切萬機必ス京師ノ議政所ヨリ出ツベシ
一議政所上下ヲ分テ議事官ハ上公卿ヨリ下倍臣庶民ニ
至ルマテ正明純良ノ士ヲ選舉スヘシ
一庠序學校ヲ都會ノ地ニ設ケ長幼ノ序ヲ分テ學術技藝
ヲ教導セサルヘカラス
一一切外蕃トノ規約ハ兵庫港ニ於テ新ニ朝廷ノ大臣ト
諸蕃ト相議シ道理明確ノ新條約ヲ結ヒ誠實ノ商法ヲ行

ヒ信義ヲ外蕃ニ失セサルヲ以テ主要トスヘシ
一海陸軍備ハ一大至要トス軍局ヲ京攝ノ間ニ築造シ朝
廷守護ノ兵トシ世界ニ比類無キ兵隊ト爲サンコトヲ要
ス
一中古以來政刑武門ニ出ツ洋鑑來港以後天下紛紜國家
多難於是政權稍動ク是至然ノ勢ナリ今日ニ至リ古來ノ
舊習ヲ改新シ枝葉ニ馳セス小條理ニ止マラス大根基ヲ
建ツルヲ以テ主トス
一朝廷ノ制度法則從昔ノ律例アリト雖トモ方今ノ時勢
ニ參合シ間々或ハ當然ナラザル者アラン宜ク其弊風ヲ
一新シ改革シテ地球上ニ獨立スルノ國本ヲ建ツベシ

一、議事ノ士大夫ハ私心ヲ去リ公平ニ基キ術策ヲ設ケス
正直ヲ旨トシテ既往ノ是非曲直ヲ問ハス一新更始今後
ノ事ヲ見ルヲ要ス言論多ク實効少キ通弊ヲ蹈ムヘカラ
ス
右ノ條目恐ラクハ當今ノ急務内外各般ノ至要是ヲ捨テ
他ニ求ムベキモノハ有之間敷ト奉存候然則職ニ當ルモ
ノ成敗利鈍ヲ不顧一心協力萬世ニ亘テ貫徹致シ候様有
之度若シ或ハ從來ノ事ヲ執リ辨難抗論朝暮諸侯互ニ相
角ノ意アルハ尤モ然ルヘカラス是則容堂ノ志願ニ御座
候因テ愚昧不才不顧大意建言仕候就テハ乍恐是等ノ次
第空ク御聽捨ニ相成候テハ天下ノ爲遺憾不尠候猶又此

上寛仁ノ御趣意ヲ以テ微賤ノ私共ト雖_モ御親問被仰付
度懇願奉リ候

四河ノ記

林 鶴 梁

河ノ參ニ大ナル者二吉田ト曰ヒ。矢矧ト曰フ。遠ニ大ナル
者亦二大猪ト曰ヒ。天龍ト曰フ。吾四河ノ形勢ヲ審視スル
ニ。夙然同シカラズ。矢矧吉田ハ。沙多クシテ石寡ク。川身深
クシテ。而シテ水流靜ニ。常水寬緩ニシテ。迫ラズ。優逝波ナ
シ。秋霖河肥ユルモ。亦激怒ヲナサズ。其ノ或ハ暴漲シテ。橋
堤ノ敗ヲ致スモノ。數十年間僅々二一アルノミ。若夫大猪ト
天龍トハ。則然ラズ。水淺クシテ。而シテ流急ニ。泥沙渙散。石
皆尖尖。頭角ヲ露ハス。常水ト雖。湍悍ニシテ。迅疾。石ニ激シ

テ吼ユルガ若シ。其ノ溢溢スルニ及ビテヤ。波浪騰躍。奔放
馳騁ス。小漲ニハ則橋梁ヲ毀テ。堤防ヲ決シ。大漲ニハ則傷
數十村ニ及ブ。其ノ民ヲ害シ。國ヲ蠹スルヤ尤甚シ。此ノ如
キモノ。或ハ一年數次。或ハ數年一次。是ヲ以テ。治河ノ吏歲
トシテ至ラザルナク。築修ノ役前後相繼グ。而シテ水害息
ムコト能ハズ。是四河ノ大概ナリ。嗟呼。二州接壤隣界。而シ
テ四河ノ同シカラザル此ノ如キハ。何ゾヤ。癸丑歲。余參遠
ノ代官ニ補ス。友人鹽谷世弘來リ別ス。因テ曰。聞ク子ガ轄
スル所多ク天龍河邊ニ在リト。河邊民風險惡。其ノ政ヲ布
ク必易カラズ。其レ忽諸ニスル勿レ。當時余未其ノ言ノ信
否ヲ知ラザリキ。任ニ到リテヨリ數年ニ及ビテ。徐ニ之ヲ

考フレバ。二州ノ民風。其ノ險夷淺深。亦猶四河ノ同シカラ
ザルガゴトシ。而シテ天龍河邊。民風尤險惡。是ニ於テカ。始
メテ世弘ノ言ノ果シテ虛ナラザルヲ知ル。古人云。民性風
土ニ因テ而シテ變スト。民牧タルモノ。豈心ヲ此ニ留メザ
ルベケンヤ。

大久保利通遷都の議を上る

今日ノ如キ大變ハ開關以來未タ嘗テ有ラサル所ナリ然
ニ尋常ノ定格ヲ以テ豈之ニ應スヘケンヤ今一戰官軍勝
利トナリ巨賊東走スト雖トモ巢穴未ダ鎮定ニ至ラス各
國ノ交際未タ永續ノ法成リ立タス列藩離叛方向未タ定
ラス人心洶々百事紛紜トシテ復古ノ鴻業未タ其半ニ至

ラス纔ニ其端ヲ開キタル者ト謂フヘシ然レハ朝廷ニ於テ一時ノ利徳ヲ計リ永久治安ノ策ヲ爲サル時ハ則北條ノ後ニ足利ヲ生シ前姦去リテ而シテ後姦來ルノ覆轍ヲ踏セラルモ亦圖ルヘカラサルナリ依テ深ク天下ニ注目シ觸視スル所ノ形跡ニ拘ラス廣ク宇内ノ大勢ヲ洞察シ數百年來一塊シタル因循ノ弊ヲ一新シ國內同心合体シ一天ノ主ト云フモノハ斯ノ如キノ頼ムヘキモノト上下一貫天下萬民感動泣涕イタス程ノ御實行ヲ舉ケサレラレシト實ニ今日ノ急務ナリ舊來ノ如ク主上ト申シ奉ルモノハ玉簾ノ内ニ在シ人間ニ替ラセ玉フノ形狀ヲ飾リ僅ニ限リアル公卿ノ外 龍顔ヲ拜シ奉ルコトナラサル

様成シ來ラハ民ノ父母タル天賦ノ御職掌ニハ背戾シ甚タ以テ其謂レナキノ至ナレハ其根本道理ニ適當シタル御職掌コレアリ初メテ内國事務ノ法起ルベシ右ノ根本ヲ推究シテ大變革セラルヘキハ遷都ノ典ヲ舉ケラル、ニ在ルヘシ何トナレハ弊習ト云ヘルハ理ニ在ラスシテ勢ニ在リ勢ハ觸視スル所ノ形跡ニ歸スヘシ今其形跡上ノ一二ヲ論センニ 龍顔ハ拜シ難キ物ニ譬ヘ玉体ハ寸地モ踏マサルモノト餘リニ推尊シテ自ラ分外ニ尊大高貴ナルモノ、如クニ思召サレ終ニ上下隔絶シテ其形情今日ノ弊習トナリシナリ夫レ敬上愛下ハ人倫ノ美事然ルニ過レハ君道ヲ失ハシメ臣道ヲ失ハシムルノ害アル

ヘシ臣聞ク當今各國ノ帝王從者一二ヲ率井テ國中ヲ歩
行シ萬民ヲ撫育シ會テ威儀鄭重我國ノ如クナラス實ニ
君道ヲ行フ者ト云フ可シ然ラハ更始一新王政復古ノ今
日ニ至リ 本朝ノ聖時ニ則ラセ外國ノ良政ヲ壓スヘキ
基本ヲ開クハ先ツ遷都ノ大英斷ナルヘシ乃チ是ヲ一新
ノ機會トシテ萬事簡易輕便ヲ本トシ數種ノ大弊ヲ拔キ
民ノ父母タル天職ノ君道ヲ履行セラレ命令一タヒ下リ
天下悚動スル所ノ大基礎ヲ確立シ 皇威ヲ海外ニ輝カ
シ萬國ニ對峙セラレノコト實ニ所謂急務中ノ最モ急務
ナリ遷都ノ地ハ浪華ニ如クモノナシ暫ク行在ヲ定メラ
レ治安ノ体ヲ一途ニ居エ大ニ成スヲアルヘシ外國交際

ノ道富國強兵ノ術攻守ノ大權ヲ取ル事海陸軍ヲ起ス事
ニ於テ地形最モ適當ナルベシ是國內事務ノ大根本ニシ
テ今日寸刻モ怠ルヘカラサルノ急務ナリ此義行ハレテ
内政ノ軸立ナ百事始メテ舉行フヘシ若シ眼前些少ノ故
障ヲ懸念シ因循機ヲ愆ラハ 皇國ノ大事終ニ去ルヘシ
仰キ願クハ大活眼ヲ以テ一決斷急卒ノ御施行アラント
千祈萬禱ス大久保一藏恐懼謹言

木賊次郎

依田學海

猿樂觀世部ハ足利氏ノ時ニ著ハル織豐二代ヲ歷テ我ガ
幕府ニ仕ヘ累世業ヲ襲ク次郎太夫ト云モノニ至リテ尤
著ハルト云フ曲名木賊ト云フ者アリ最工ナリ難シ世工

ニ奏スルモノナク。而シテ次郎獨此ノ曲ヲ以テ著ハル。之ヲ奏スル毎ニ。諸伶部號シテ善伎者ト稱ス。皆嘆息シテ聲ヲ出ダスモノナシ。次郎亦自謂フ。天下此ノ曲ニ妙ナルコト。我ニ及ブモノナシト。甲寅ノ春。觀世部大ニ櫻田ニ開場シ。以テ伎ヲ演ス。所謂木賊ノ曲ヲ奏スルニ及ビテ。府下傳聞シ。侯伯士大夫ヨリ。以テ賈豎販婦ニ及ブマデ。聚觀セザルハナシ。既ニシテ而シテ次郎錦袍繡袴。鎌ヲ手ニシテ而シテ出ツ。折旋舞蹈。悉ク其ノ節ニ中ル。衆喝采シテ己マズ。呼聲雷ノ如シ。曲闋ル。次郎顧テ其ノ徒ニ謂フ。曰。觀者皆服ス。而レドモ獨隅ニ笑フ者アリ。汝物色シ來レト。乃諸ヲ門ニ要シテ得タリ。其ノ人叩頭シテ罪ヲ謝ス。次郎曰。母レ。因

テ其ノ業ヲ問フ。則云。輿人ニシテ木賊ヲ芟ルヲ生ト爲スト。其ノ笑フ所以ヲ問フ。則云。木賊ハ叢生ニシテ鎌ヲ運ブ尤難シ。一前一却便能ク之ヲ剪ル。今公ノ所爲ヲ觀ルニ。則卻剪ノミ。吾故ニ其ノ法ヲ失ヘルヲ笑フナリト。次郎感悟シ。即其ノ人ヲ拜シテ師トシ。講習日夜ヲ累テ。盡ク其ノ法ヲ得タリ。是ニ於テ。再之ヲ奏ス。伎果シテ大ニ進ム。而シテ木賊次郎ノ名天下ニ著ハル。次郎終ニ千金ヲ以テ之ニ報ス。

朝宗曰。善イ乎次郎ノ伎ニ於ケルヤ。蓋其ノ心ヲ用フルノ篤キ。特ニ衆工ノ若カザルノミニアラズ。即士大夫若カザルナリ。何トナレハ。則今天下ノ卻剪スル者衆ク。而シテ隅

ニ笑フモノ。一人ニ止ラズ。彼延イテ而シテ之ヲ問ヒ。問フテ而シテ之ヲ用フルコト能ハズ。願テ其ノ已ヲ毀ルヲ以テ之ヲ斥ク。則過舉アリト雖。得テ而シテ之ヲ悟ルナシ。嗚呼。次郎ニ愧ルコト多シ。

甲賀氏ノ子

大槻盤溪

丹後守稻葉正登ノ介弟ヲ式部ト曰フ。游蕩無賴。羈束スベカラズ。正登數之ヲ讓ム。悛メズ。正登積忿ニ勝ヘズ。遽ニ侍臣甲賀孫兵衛ニ命シ。往キテ之ヲ斬ラシム。孫固辭シ。且諫メテ曰。大叔固ヨリ罪ナシトセズ。抑教ニ從ハザルノ故ヲ以テ。一旦双ヲ骨肉ニ推ス。後必臍ヲ噬マン。且ク之ヲ紓シ。以テ其ノ自新ノ路ヲ啓カンニハ若カズ。正登益怒リテ曰。

汝怯懦事ヲ成サズ。汝ヲ舍イテ豈使フベキモノナカラシヤ。孫涙數行下ル。曰。君侯果シテ臣ヲ以テ腰骨脱セリトセバ。則臣敢テ復辭セズ。但事ノ成否ハ天ナリ。願クハ監者一人ヲ得テ之ト俱ニセント。之ヲ許ス。此ノ時孫年甫メテ十六。額髮面ヲ被ヒ。鬚髯憐ムベシ。遂ニ監者ト趨リテ式部ノ門ニ造リ。具ニ來ル所以ノ狀ヲ報ス。是ニ於テ式部盛氣劍ヲ按シ。之ヲ正廳ニ待ツ。孫入ル。式部呼ビテ曰。孫也。我久シク已ニ今日ノ事アルヲ知ル。然レドモ汝乳臭。何ソ能ク爲ン。聲色共ニ厲シ。孫則佩刀ヲ脱シテ之ヲ後ニ投シ。膝行シテ而シテ進ム。跪イテ曰。少ク安シテ躁ク勿レ。夫君ノ公ニ於ケル。分ハ君臣ト雖。親ハ則兄弟。今日ノ事。豈某ガ願フ所

ナランヤ。然リト雖。君命廢スヘカラズト。直ニ起ナテ。式部ヲ粹ミ。其ノ劍ヲ奪ヒ之ヲ座ニ伏シ。旋リテ七首ヲ懷ニ取リ。其ノ胸ニ擬ス。左右驚愕。之ヲ敢テ救フコトナシ。孫願テ監者ニ謂ヒテ曰。疾ク歸リテ吾ガ公ニ告ゲヨ。臣ガ腰骨幸ニ未脱セザルナリト。因リテ徐ニ式部ヲ扶ケテ而シテ起シテ。曰。某ガ公ニ報スル所以ノモノ畢レリ。君第行レ。某請フ從ハン。遂ニ式部ヲ奉シテ而シテ野ニ遜ル。風飢露宿スルコト十數年。式部病ミテ死スルニ及ビテ。正登乃孫ヲ召シテ之ヲ復ス。

島津忠義等各國公使をして參朝せしめんことを
建言也

臣等謹テ按スルニ古ノ能ク天下ノ大事ヲ定メ候者ハ必ス先ツ天下ノ大勢ヲ觀テ緩急機ニ從ヒ處置宜ヲ得候故ニ唯功德ノ一時ニ光被スルノミナラス萬世不拔ノ業是ニ於テ相立候今也。皇上始テ大統ヲ繼カセ給ヒ御政權復タ一ニ収シ凡百ノ宿弊モ更始一新シ天下萬姓目ヲ拭ヒ治ヲ望ムノ秋也。即在朝ノ百官自ラ奮發シ内ハ。皇上ノ御德化ヲ輔ケ奉リ外ハ。皇威ヲ萬國ニ張リ臣子ノ分ヲ盡サン事ヲ欲ス就中今日ノ急務ハ皇國ト外國トノ交際ヲ講明セスシテ不協儀ニ奉存候近頃朝廷始メテ外國事務ノ官職ヲ設ケラレ其人ヲ御撰舉遊サレ專ラ御力ヲ盡サレ候ハ天下ノ人ヲシテ方向スル所ヲ知ラシ給ハン

トノ御趣意ニテ 皇威ヲ萬國ニ赫耀セシメ候ハ此時ニ可有之ト不堪感銘存候乍併古語ニモ人心不同ハ面ノ如シト申候テ在上在下ノ人未タ各々區々ノ議ヲ執リテ疑心ナキユト能ハス又或ハ漢土人ノ如ク自ラ尊大ニシテ外國人ヲ禽獸ノ如ク蔑視シ終ニハ彼ニ打テ負ケ却テ驅使セラレ候様ニ成行候覆轍ヲ踐ムニ至ルヘキ歟ト甚憂慮仕候依テ熟考仕候處今日ノ先務ハ上下協同一和シ宇内ノ形勢ヲ辨シ皇國一大革シテ開業スベキ所以ノ方向確定スヘキ儀第一ト奉存候是迄皇國ハ一方ニ孤立シ世界ノ事情ニ不達只儉安ヲ以テ志トシ荏苒衰微ヲ致シ彼カ爲メニ制セララルヘキ次第ニ立至候ト各國ニ航行シ衆

善ヲ包取氣運日々ニ開ケ政治文明兵食充備シ天下ニ縱橫致シ候ト比較致候得ハ衰盛ノ原由モ判然ト相分リ可申哉ト奉存候元來膺懲ノ重典モ無クテ不協儀ニハ候ヘ共控御ノ術其方ヲ得候ヘハ遠人モ懷キ服シ候道理ニテ尤無罪ノ人ヲ膺懲致シ候譯ニハ無之候中古朝廷ニモ立蕃ノ官ヲ置カセ給ヒ鴻臚館ヲ建テサセラレ遠人ヲ御綏服被成候コトモ相見エ居リ其後天正慶長ノ間ニハ蠻夷トモ屢西國ニ渡來交易致シ候若其來港不致節ハ大將軍ヨリ書簡ヲ以テ促サレ猶モ遲緩ニ及候時ニハ此方ヨリ大軍ヲ發シ攻撃ニ可及ナソト申遣シ候儀モ有之候處嶋原ノ一亂已來始テ幕府ヨリ鎖國ノ令有之候乍併漢土和

蘭ニ於テハ猶交易差許候得ハ一切ニ外國人ハ攘ヒ斥ケ候ト申譯ニハ更ニ無之處近年攘夷ノ論盛ニ相起リ諸侯偶攘斥致シ候モ有之候ヘ共素ヨリ一藩ノ力ヲ以テ不可爲ハ論スルニ足ラス且先年幕府ヨリ十年ヲ期シテ成功ヲ奏シ可申抔ト申上候ハ陽ニ其名ヲ假リ陰ニ其私ヲ行ヒ候詐術ニテ先帝日夜御苦慮被爲遊候御儀トハ同年ノ議ニハ無之ト奉存候然レハ今日皇國ノ衰運ヲ挽回シ皇威ヲ海外ニ耀シ候儀ハ萬々一刀兩斷ノ朝裁ヲ以テ井蛙管見ノ僻論ヲ去リ先ツ在廷樞要ノ御方々ヨリ豁眼ニ被爲成上下同心シテ交際ノ道無ニ念開カセラレ彼カ長ヲ取り我カ短ヲ補ヒ萬世ノ大基礎相据井ラレ候様奉

專禱候仰キ願クハ 皇上ノ御英斷能ク天下ノ大勢ヲ御觀察被爲遊是迄犬羊戎狄ト相唱候愚論ヲ去リ漢土ト齊シク視サセラレ候朝典ヲ一定セラレ萬國普通ノ公法ヲ以參朝ヲモ被命候様御賛成被爲在其旨海内ヘ布告シテ永ク億兆ノ人民ヲシテ方向ヲ知ラシメ給ヒ度儀ト偏ニ奉懇願候誠恐誠惶頓首々々

澹齋先生畫像ノ記 松林 飯山

澹齋長沼先生諱ハ宗敬外記ト稱ス。信濃松本ノ人。寛永乙亥ニ生レ。元祿庚午ニ歿ス。歿後殆二百年。而シテ其ノ講スル所ノ兵法。始メテ大ニ天下ニ行ハル。先生幼ニシテ而シテ穎敏。奇童ノ目アリ長スルニ及ビテ。篤ク洛閩ノ說ヲ信

シ。經術ニ沉潜ス。後武田氏ノ兵法ヲ學ブ。世ノ所謂甲州流ナル者ナリ。既ニシテ而シテ憬然トシテ悟ルユトアリ。曰。信玄父ヲ逐ヒ子ヲ殺ス。倫ヲ亂ルノ大ナルモノナリ。而シテ兵家之ヲ祖トス。且傳フル所用ニ中ラザルモノ多シ。吾以テ之ヲ正サハル可ラズト。是ニ於テ古今ノ兵書ヲ折衷シ。兵要錄廿二卷ヲ著ス。是ノ時偃武ヲ去ル未遠カラズ。故老身戎陣ヲ經ル者アレバ。先生必往キテ質ス。拮据多年。始メテ克ク書ヲ成ス。蓋先生一生心血ノ注グ所ナリ。將軍有德公稱シテ無雙ノ兵書トス。允ナル哉言ヤ。予嘗テ竊ニ謂フ。用兵ノ妙ハ言フベカラザルニ在リ。言フベキモノハ則其ノ規矩ノミ。而ルニ世ノ先生ノ書ヲ讀ムモノ。多クハ成

法ヲ拘守シ。輒詔々然トシテ人ニ誇リテ曰。吾戰ヘバ以テ勝ツベシト。知ラズ我能ク之ヲ讀メバ。彼モ亦能ク之ヲ讀ムコトヲ。噫。是豈與ニ戰ヲ言フニ足ランヤ。詳ニ先生ノ平生ヲ考フルニ及ビテ。先生自言フ。吾ガ錄三分ハ書ナリ。二分ハ口訣ニアリ。五分ハ則學者ノ自得ニアリト。然ル後乃予ガ言ノ謬ラズシテ。而シテ先生ノ心ヲ得タルヲ喜ブナリ。先生初加納侯ニ仕フ。屢上書シテ事ヲ言ヒ。道ノ合ハザルヲ以テ去ル。後筑後侯ニ仕ヘ。又辭シ去ル。筑前侯招クニ重祿ヲ以テス。先生固辭シテ就カズ。曰。吾聞ク兩筑ノ祖舊讎怨アリト。國家不幸ニシテ事アリ。再斃隙ヲ開カバ。則吾ガ身ヲ致スニ於テ窮セント。是其ノ出處大節アリ。義ニ據

リテ正ヲ守リ。利祿ヲ視ル曾テ塵芥ニモ之レ若カザルナリ。是之ヲ大丈夫ト謂ヒ。是之ヲ豪傑ノ士ト謂フ。深ク聖賢ノ學ニ得ルモノ有ルニアラザレバ。安ゾ能ク此ニ至ラン。豈彼ノ尋常兵家者流ト。年ヲ同シクシテ而シテ語ルベケンヤ。先生ノ書盛ニ行ハレシヨリ。黃吻ノ小生モ。皆先生ノ兵家タルヲ知ル。而シテ先生ノ大節ニ至リテハ。則老輩ト雖。或ハ未之ヲ知ラザルナリ。嗚呼。先生ノ道日ニ益行ハレ。而シテ世ノ先生ヲ知ルモノ日ニ益寡キハ何ゾヤ。予竊ニ先生ノ人トナリヲ慕フ。今其ノ遺像ヲ拜觀シテ感スル所アリ。退キテ而シテ之ヲ記シ。以テ諸ヲ當世ノ君子ニ質ス。敢テ自先生ヲ知ルト謂フニアラザルナリ。乙丑仲冬月。後

學大村松林漸敬ミテ撰ム。

明治四年二月十五日大坂造幣寮成り五月に至りて新貨條例を定む

皇國往古ヨリ他邦貿易ノ事少ナク貨幣ノ制度イマダ精密ナラス其品類各種ニシテ其價位モ亦一定セス今其概略ヲ舉ケンニ慶長金アリ享保金アリ文字金アリ大小判金アリ一分金アリ二分金アリ一分銀アリ一朱銀アリ當百錢アリ大小數種ノ銅錢アリ其他一時通用ノ貨幣ハ枚舉ニ違アラズ甚キハ一國一郡限リノ貨幣アリテ今ニ至ルマテ僅ニ其部ニ通用シ他方ニ流通セサル者アリカク其品類區々ニシテ方圓大小其價ヲ異ニシ混合雜駁其質

ナ同ウセス抑貨幣ノ眼目タル量目ト性合トニ至テハ殆
ト辨知スヘカラス新舊互ニ雜用シ品位自ラ低下シ其間
或ハ贋造ノ幣アリテ竟ニ今日ノ甚キニ馴致セリ偶々良
性ノ貨幣ハ徒ニ富豪庫中ノ寶物トナリ或ハ外國へ輸出
セシモ亦少ナカラス遂ニ諸品換用ノ能力ヲ失ヒ日用便
利ノ道ヲ塞キ流通ノ公益殆ト絶エントスルニ至ル實ニ
是天下一般ノ究厄ニシテ萬民ノ痛心更ニ之ヨリ大ナル
者ナシ今其緣由ヲ尋繹スルニ全ク一定ノ價位ナクシテ
善惡良否ヲ雜用スルノ舊幣ヨリ生スル事ナリ方今貿易
ノ道愈盛ナル時ニ當リテ舊幣ヲ改メ精良ノ新製ヲ設ケ
スンハ何ヲモツテ流通ノ道ヲ開キ富國ノ基ヲ立ンヤ是

政府ノ責任ニシテ然モ燃眉ノ急務タリ故ニ去ル明治元
戊辰ノ年ヨリ早ク其功ヲ起シ莫大ノ經費ヲ厭ハス大坂
ニ於テ新ニ造幣寮ヲ建置シ壯大ナル器機ヲ備へ廣ク宇
內各國貨幣ノ眞理ヲ察知シ金銀ノ性質量目ヨリ割合ノ
差等鑄造ノ方法ニ至ルマテ詳ニ普通ノ制ヲ比較商量シ
以テ精密ノ通用貨幣ヲ鑄造シ在來ノ貨幣ニ加ヘテ一般
ノ流通ヲ資ケントスルノ都合ヲ謀リ既ニ開寮ノ儀典ヲ
完了セリサレトモ前ニ言ヘル如ク區々各種ノ貨幣多ク
レバ現場諸品ノ價直ヲ錯亂シ萬民ノ迷惑ナルコトナレハ
漸々新舊ヲ交換シテ在來ノ通寶ハ悉ク改鑄シ都テ品類
ヲ一定セシメントノ御趣意ナリ且ツ貨幣ハ天下萬民ノ

通寶タル主旨ニ基キ地金ヲ持參シテ引換ヲ望ムモノヘ
 ハ速ニ改鑄シテ通用貨幣ヲ渡スヘシサレハ今人々古來
 ノ舊習ヲ襲ヒ重代ノ寶物トセル古金銀ノ類モ數年ナラ
 スシテ全ク地金一樣ノモトナルヘケレハ早々交換流通
 シテ貨幣ノ眞理ヲ失ハサル様注意スヘキ事肝要ナリ斯
 ク新ニ造幣寮ヲ設ケシモ偏ニ萬民ノ保護ヲ任スルノ職
 分ヲ盡スノ外他アルニアラサレハ萬民亦能ク此理ヲ會
 得シ各ソノ務ヲ勉勵シテ天賦ノ職ヲツクスヘシ今爰ニ
 其次第ヲ揭示シ并セテ新貨幣ノ眞形ヲ摸シ其量目品位
 表ヲ添ヘ且ツ地金引換ヘノ規則等詳細ニ附録シ普ク國
 内ニ頒布諭告スルモノナリ

名倉生ノ蝦夷ニ往クテ送ル序 林 鶴 梁

蝦夷ハ東北萬里ノ外ニ僻在シ。地廣ク人少シ。議者以爲開
 闢ニ難シト。此レ事情ニ通セザルノ論ナリ。夫レ地廣ケレ
 バ必耕スベキノ處アリ。人少ケレバ自聚ムベキノ術アリ。
 何ヲ以テ之ヲ言フヤ。凡ソ天下ノ人利ヲ喜バザル者ナシ。
 苟モ利ノ在ル所ハ。死ヲ犯シテ以テ之ヲ求ムルニ至ル。吾
 聞ク蝦夷ノ地タル。山ニ金銀銅鐵アリ海ニ魚鼈鯨鯢アリ。
 其ノ他鷹鷲熊羆珍禽奇獸。群居シテ而シテ衆栖セザルハ
 ナシ。此豈利ノ淵藪ニ非ズヤ。然リ而シテ天下ノ人。敢テ往
 キテ以テ之ヲ取ラザル者。蓋其ノ官許ヲ得ザルヲ以テナ
 リ。若シ官之ヲ許シ。人人ヲシテ各其ノ利ヲ得セシム。則

天下先ヲ争ヒテ而シテ之ニ聚ラシム。人既ニ聚ラバ。之ヲシテ地ヲ闢キ田ヲ耕サシム。何ノ難キコトカ之有ラン。濱松藩士名倉松窓。將ニ蝦夷ニ往キテ。以テ地理ヲ視ントス。其ノ意蓋亦利ヲ規ルニ在リ。夫レ松窓。夙ニ聖學ヲ奉ジ。口ニ六藝ノ文ヲ誦シ。心ニ義利ノ辨ヲ知ル。今ノ行。人或ハ之ヲ疑フ。余ハ則以謂松窓ノ利ヲ規ル。徒ニ私ニ在リテ而シテ公ニ在ラザレバ。則誠ニ不可ト爲ス。吾亦將ニ言ヒテ而シテ之ヲ止メントス。苟モ公ニ在リテ。而シテ私ニ在ラザレバ。則余管ニ之ヲ止メザルノミナラズ。將ニ從史シテ而シテ之ヲ勸メントス。凡ソ利一人ノ身ニ便ナルモノハ。是私利ナリ。天下ノ衆ヲ益スルモノハ。是公利ナリ。吾松窓平生

ノ操ヲ以テ之ヲ度ルニ。其ノ規ル所。公利ニ在リテ。而シテ私利ニ在ラザルヤ審ナリ。今松窓。誠ニ能ク蝦夷ニ往キ。地理ヲ視テ。以テ其ノ開墾耕耘。及人民生業ノ利害便否ヲ察シ。天下ノ人ヲシテ是ニ因リテ。以テ其ノ利澤ヲ被ラシメバ。則是古ノ聖人開物成務ノ功ナリ。其ノ志亦大ナラズヤ。且君子公利ヲ規リ。私利ヲ計ラズト雖。然レドモ苟モ人ヲ利スレバ。則已亦與ル。是自然ノ理ナリ。松窓往ケ。余聞ク。堀鎮臺賢明ニシテ大體ニ通ズト。松窓往キテ謁シ。試ニ余が言ヲ以テ之ニ質セ。

大政官學問獎勵の布告

人々自ラ其身ヲ立テ其産ヲ修メ其業ヲ昌ニシテ以テ其

生ヲ遂ル所以ノモノハ他ナシ身ヲ修メ智ヲ開キ才藝ヲ長スルニヨルナリ而シテ其身ヲ修メ智ヲ開キ才藝ヲ長スルハ學ニアラサレハ能ハス是レ學校ノ設アル所以ニシテ日用常行言語書算ヲ初メ士官農商百工技藝及法律政治天文醫療等ニ至ル迄凡人ノ營ムトコロノ事學アラサルナシ人能ク其才ノアル所ニ應シ勉勵シテ之ニ從事シ而シテ後初メテ生ヲ治メ産ヲ興シ業ヲ昌ニスルヲ得ヘシサレハ學問ハ身ヲ立ツルノ財本トモ云ヘキ者ニシテ人タルモノ誰カ學ハスシテ可ナランヤ夫ノ道路ニ迷ヒ飢餓ニ陥リ家ヲ破リ身ヲ喪フ徒ノ如キハ畢意不學ヨリシテカ、ル過ヲ生スルナリ從來學校ノ設アリテヨリ

年ヲ歷ルコト久シト雖モ或ハ其道ヲ得サルヨリシテ人其方向ヲ誤リ學問ハ士人以上ノ事トシ農工商及婦女子ニ至テハ之ヲ度外ニオキ學問ノ何物タルヲ辨セス又士人以上ノ稀ニ學フ者モ動モスレハ國家ノ爲ニスト唱ヘ身ヲ立ルノ基タルヲ知ラスシテ或ハ詞章記誦ノ末ニ趨リ空理虛談ノ途ニ陥リ其論高尙ニ似タリト雖モ之ヲ身ニ行ヒ事ニ施スコト能ハサルモノ少カラス是即沿襲ノ習弊ニシテ文明普チカラス才藝ノ長セスシテ貧乏破産喪家ノ徒多キ所以ナリ是故ニ人タル者ハ學ハスンハ有ヘカラス之ヲ學フニハ宜ク其旨ヲ誤ルヘカラス之ニ依テ今般文部省ニ於テ學制ヲ定メ追々教則ヲモ改正シ布

告ニ及ブヘキニツキ自今以後一般ノ人民華士族農工商
 及婦女子必ス邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシ
 メン事ヲ期ス人ノ父兄タルモノ宜ク此意ヲ体認シ其愛
 育ノ情ヲ厚クシ其子弟ヲシテ必ス學ニ從事セシメサル
 へカラサルナリ 高上ノ學ニ至リテハ其人ノ材能ニ任カスト雖モ幼童ノ子弟ハ
 男女ノ別ナク小學ニ從事セシメサルモノハ其父兄ノ越度タル
 事ヘキ

但シ從來沿襲ノ弊學問ハ士人以上ノ事トシ國家ノ爲
 ニスト唱フルヲ以テ學費及衣食ノ用ニ至ル迄多ク官
 ニ依頼シ之ヲ給スルニ非サレハ學ハサル事ト思ヒ一
 生ヲ自棄スルモノ少カラス是皆惑ヘルノ甚シキモノ
 ナリ自今以後此等ノ弊ヲ改メ一般ノ人民他事ヲ抛テ
 自ラ奮テ必ス學ニ從事セシムヘキ様心得ヘキ事

學校ヲ論ズ 附作場 吉田松陰

人材ヲ聚メ國勢ヲ振フハ今日ノ要務タリ。而シテ人材一
 タビ聚ラバ。則國勢振フコトヲ期セズシテ而シテ振ハン。
 人材ヲ聚ムルハ。其ノ器ニ隨ヒテ。而シテ之ヲ叙用スルニ
 如クハ莫シ。然レドモ徒ニ其ノ名ヲ聞キテ而シテ之ヲ用
 井。當ラズシテ而シテ之ヲ捨テバ。適人謗ヲ招キテ。而シテ
 國勢ヲ墜スニ足ラン。慎マザル可ラズ。故ニ余ニ策アリ。一
 ニ曰。學校ヲ奮フ。二ニ曰。作場ヲ起ス。今學校設クト雖。大ニ
 奮フニ至ラズ。余謂。大ニ國中ニ令シテ。學問行義人ノ師表
 トナルベキ者。志氣材能學ビテ而シテ造ルベキ者。其ノ他
 兵農曆算天文地理諸種學藝。自長スル所ヲ挾ム者ヲ募リ。

貴賤ニ拘ハラズ。淺深ヲ問ハズ。皆學生ニ充ツルコトヲ得。學生科ヲ分テ。各其ノ學ブ所ヲ學バシメ。縛スルニ繩墨ヲ以テセズ。唯其ノ成。德達材ト否トヲ視テ。而シテ之ヲ黜陟セン。宋ノ程顥ガ議スル所ノ尊賢堂。有德者ヲ置ク觀國法。有材者ヲ置ク胡瑗ガ設クル所ノ經義齋。德ヲ成ス所以ナリ治事齋。材ヲ建スル所以ナリハ。其ノ師道斷制ニ於テ。並ニ其ノ宜シキヲ得タリ。果シテ能ク二賢ノ意ヲ師トシ。諸ヲ今ノ學校ニ遷サバ。學校其奮ハザル者アラシヤ。禮ニ。天子ノ太子學ニ入リテ齒讓スト。今學校ヲ以テ門地資格ノ場トス。且學校ハ將ニ天下ノ人士ヲ待タントス。何ゾ必吾ガ二國ノミナラン。今陪臣足輕二國ノ民。猶且入學スルコトヲ得ズ。其ノ規模タル。豈嘆スベキノ甚シ

キニアラズヤ。讀書ノ士。率空疎多シ。齊ノ稷下鑿ミル可キナリ。故ニ余謂。作場ヲ起シテ。之ヲ學校ニ連接スルニ若カザルナリ。船匠銅工製藥冶革ノ工。凡ソ寸技尺能アル者。要皆宜シク治事齋ニ屬スベシ。今諸ヲ作場ニ湊聚シ。衆知ヲ合シ。巧思ヲ廣メ。船艦器械ヲ講究セバ。必成ル所アラシ。今寸技尺能無キニ非ズ。然レドモ樸椒絲粟自奮フコト能ハズ。或ハ良工師有ルモ。其ノ徒衆カラザレバ。以テ事ヲ成スコト無シ。今學生已ニ貴賤淺深ヲ問ハズ。入學スルヲ得ルモ。若シ乃呆然トシテ誦讀セバ。甚事ニ補ヒナシ。余謂。時ヲ以テ之ヲ工作ニ驅ラバ。顧フニ亦一益ナリ。今世ノ學生固ヨリ已ニ空疎。事務ヲ解セズ。工匠愚朴。要需ヲ知ラズ。二者

分レテ鴻溝ヲ爲ス。忽余ガ學校作場ノ説ヲ聞カバ。必愕キテ以テ異ト爲サン。然レドモ吾固ヨリ謂フ。材能ヲ募リテ學生ニ充ツト。學生ハ向ノ空疎ノ徒ニ非ズ。且作場ハ必大ニ其ノ中ニ作ス有ルニ非ザルナリ。工作ニ學アリ。吾師象山曰。學ハ必事有リ。徒ニ空文ヲ誦シ。空理ヲ玩ブ。ノミニ非ズ。書ヲ學ビ。劍ヲ學ブ。ガ如キ以テ見ルベシ。故ニ其ノ礮術。自稱シテ礮學ト曰フ。亦空文空理ヲ抑ヘ。諸ナ實事ニ熟セシムルノ微意ナリ。所謂工作ノ學亦是物ナリ。之ヲ學生ニ連ヌ。是ヲ兩便ト爲ス耳。嗚呼。今日ノ務ハ。人材ヲ聚ムルニ在リ。人材已ニ衆クシテ。之ヲ學校作場ニ置キ。然シテ後其ノ實材實能ヲ科シ。宜シキニ隨ヒテ之ヲ叙用セバ。諫官アリ。治臣アリ。軍防備ハリ。民政舉ガリ。一器一藝。具ニ其ノ妙ヲ得シ。是ノ如クニシテ。而シテ國勢振ハザルモノハ。未之有ラザルナリ。

木戸孝允の當路諸公に贈る書

孝允材識謏劣。學問空疎。叨リニ要路ニ當ル。既己ニ恐悚ニ堪ヘス。曩者ニ命ヲ奉シ。歐亞各國ニ使シ。專對其當ヲ得サルモノ亦少ナク。トセス上ハ朝廷特命ノ旨ヲ盡ス。能ハス下ハ人民希望ノ意ニ酬ユル能ハス。其罪モ亦多シ。然レ經歴ノ際。其制度文物ニ就テノ沿革ハ由ル所ノ者ヲ察シ。其風土人情ニ由テ異同ノ岐ル、所ノ者ヲ考ヘ之ヲ我邦維新前後ノトニ比較シ。其施設措置ノ得失ヲ熟思スルニ。各國ノ事跡大小文鄙ノ差アリト雖モ。其興廢存亡スル所以ノ者ヲ原ヌルニ要ハ政規典則ノ隆替得失如何ヲ顧ミルニ在ルノミ。是ヲ以テ土壤廣大。人民蕃殖スト雖モ。苟モ政

規典則ノ以テ之ヲ約束スル有ル能ハスシテ一夫ハ鄙ニ
シテ私利ヲ營ミ一夫ハ驕テ公道ヲ矯メ譎諛僥倖隨テ朝
ニ滿タハ富強文明ノ外貌アリト雖モ國基衰頽終ニ整頓
スヘカラサルニ至ラン商鑑遠カラス歐洲勃亞蘭度ノ蹉
跌ノ如キ是ナリ其獨立存在セルニ當テハ土壤廣ク人民
衆ク暴君汚吏アルニ非サレモ時勢ノ變遷ニ際シテ其政
規ヲ確立スルヲ能ハス甲ハ自ラ信シテ智者ト唱ヘ乙ハ
自ラ負ンテ能者ト稱シ彼此相服セス公侯豪族或ハ私利
ヲ營ミ或ハ公道ヲ矯メ相爭ヒ相軋リ殆ト無政ノ邦ト爲
リ生民ノ困厄言フニ堪フ可カラサル者アルニ至カ誰カ
活路ヲ探リテ救濟ヲ求メサルモノアラシヤ國ヲ舉テ蜂

起シ怨ヲ公侯ニ脩メ讐ヲ豪族ニ復シ其騷擾遂ニ比隣魯
普壤ノ三國ニ波及シ生民其堵ニ安スル者ナキニ向ント
ス三國ノ民坐シテ之ヲ傍觀スルニ忍ヒス兵力ヲ集メ殘
賊ヲ膺懲シ終ニ其國ヲ三分シテ各自ノ所屬トナセリ是
ニ於テ亡國ノ人民將タ誰ヲカ咎メ誰ヲカ恨ミンヤ國ニ
獨立ノ實積ナク人ニ固有ノ權利ナキヲ以テナリ予車ニ
駕シ普ヨリ魯ニ行ク一朝悲笳耳ニ徹シ殘夢忽チ破ル起
テ玻璃窓ヲ推セハ即チ勃亞蘭度ニシテ土人ノ旅客ニ錢
ヲ乞フモノナリ因テ其盛時ヲ追想シテ淚禁セサルモノ
之ヲ久ウス嗟呼政規建テ典則存セサレハ何ノ國カ此覆
轍ヲ免レン廢興存亡ノ機斯ノ如ク急ナレハ錄シテ以テ

之ヲ賢明諸公ニ質サ、ルヲ得ス夫レ一枝ノ杖ハ其強キ
モノト雖モ時アリテ三尺ノ童子モ亦能ク之ヲ折リ十枝
ノ杖ハ其弱キ者ト雖トモ把シテ之ヲ束ヌルニ至リテハ
壯夫モ之ヲ折ル能ハス亦因テ以テ千斤ノ重キヲ支フヘ
シ今一國ヲ割キ無數ノ小主ヲシテ各區ニ主宰タラシメ
ハ方向門多クシテ各其利ヲ營ミ各其欲ヲ逞ウシ國力分
裂シ以テ牆内兄弟ノ強弱ヲ判スベシト雖モ外國ニ對峙
スルニ至リテハ何ヲ以テ一和協合ノ強敵ニ抗スルヲ得
ンヤ若シ此道ニ反シ一主能ク無數ノ小主ヲ統ヘ方向ヲ
一途ニ歸シ利害ヲ一轍ニ通シ全國ヲ總轄セハ假令境壤
人民ヲシテ廣且衆ナラシムルモ以テ隣境ノ侮慢ヲ禦ク

ニ足ラン是レ物理ノ然ル所ニシテ今日五洲強國ノ通論
ナリ我邦嚮ニ時勢ノ變更ニ際シ土民其處ヲ失ヒ貧困ニ
陷ルモノ亦鮮カラス京畿北陸ノ諸役ニ至テハ一時塗炭
ニ坐スルヲ免カレサル嘆アリ且一家ノ厄ニ就テ之ヲ言
フニ父ハ京城ニ戰ウテ國事ニ殉シ子ハ北地ニ斃レテ君
恩ニ報スルモノアリ今ニシテ當時ヲ追想スレハ未タ嘗
テ冷汗背ニ洽カラスンハアラサルナリ然レモ一家ノ厄
ハ私情ニシテ一國ノ變ハ公事ナリ公事監キコトナシ豈
私情願ルニ違アラシヤ是ヲ以テ皆能ク焦心粉骨終ニ朝
廷政規ノ基ヲ成ステ得タリ而シテ諸制ノ變革天下ノ耳
目ニ觸ル、者事トシテ昔日ノ慣習ニ異ナラサルモノ無

ケレハ或ハ狐疑ヲ抱キ或ハ割據ヲ謀リ朝意ノ嚮フ所ヲ知ル者アラサルニ似タリ然リ而シテ萬機ノ朝裁豈徒ラニ舊制ノ變更ヲ喜フノミナランヤ首トシテ内國ノ時勢ヲ察シ次テ外國ノ關涉ヲ顧ミ其施爲一モ已ムヲ得サル事實ニ出サルモノナク富強ヲ興シ文明ヲ隆ニシ生民ヲシテ其堵ニ安セシムルヲ以テ目的トス故ニ戊辰ノ春東北ノ地未タ平定セサルノ初早已ニ百官有司ヨリ天下ノ侯伯ニ至ルマテ之ヲ京城ニ徵集シ親シク天神地祇ヲ祈リ誓文五條ヲ作り之ヲ天下ニ公告シ以テ朝意ノ歸着スル所ヲ證シ人民ノ方向ヲ一定セリ其題言ニ大ニ國是ヲ定メ制度規律ヲ立ルハ誓文ヲ以テ目的トナスノ語アリ

是ヲ以テ遂ニ版籍奉還ノ請ヲ許シ侯伯ヲ廢シ國力ノ分裂ヲ一統スルモノ豈五洲強國ノ通論ニ基スルニ非ルヲ得ンヤ然ラハ則此五條實ニ我邦政規ノ基タリ夫レ政規ハ一國ノ是トスル所ニ因テ之ヲ確定シ百官有司ノ意ニ隨テ憶斷スルヲ禁シ萬機ノ事務總テ其旨ニ則リテ處置スルヲ要スルニ在レハ慮ル所ノ深キ期スル所ノ遠キ當時ノ士民誰カ叡慮ノ隆渥ニ感シ敢テ之ヲ奉戴セサルモノアラシヤ但文明ノ國ニ在テハ君主アリト雖モ其制ヲ擅ニセス闔國ノ人民一致協合其意ヲ致シ以テ國務ヲ條列シ其裁判ヲ課シテ一局ニ委托シ之ヲ目シテ政府ト名ケ有司ヲシテ其事ニ當ラシムルヲ以テ有司タル者モ亦

一致協合ノ民意ヲ保シ重ク其身ヲ責メテ國務ニ從事シ
 非常ノ變ニ際スト雖モ民意ノ許ス所ニ非サレハ其措置
 ナ縱ニスルヲ得ス政府ノ嚴密ナル既ニ斯ノ如クナルニ
 人民猶其超制ヲ戒メ議士ナル者有テ事毎ニ檢査シ有司
 ノ意ニ隨テ臆斷スルヲ抑制ス是政治ノ最美ナル所以ナ
 リ若シ人民未タ文明ノ化ニ洽子カラサレハ暫ク君主ノ
 英斷ヲ以テ民意ノ一致協合スル所ヲ迎ヘ之ニ代リテ國
 務ヲ條列シ其裁判ヲ有司ニ課シ漸ク以テ之ヲ文明ノ域
 ニ導カサルヲ得サルモノ是自然ノ理ニシテ嚮ニ誓文ノ
 盛舉アリシモ叡慮ノ起ルトコロモ蓋シ此ニ基キシナル
 ヘシ願フニ我邦未タ議士事毎ニ檢査ヲ加フル有ラスト

雖モ聖令ノ重クシテ事務ノ大ナル歐米各國ノ民意ヲ體
 シ政ヲ行フ者ニ毫モ異ナルユトナケレハ有司タル者ハ
 宜ク其身ヲ責メ五條ノ政規ヲ以テ標準トナスヲ要セサ
 ルヘカラス政規ハ精神ナリ百官ハ支體ナリ歐洲ノ通説
 ニ政規ハ精神百官ハ支體ト云又一説ニハ人民ヲ以テ精
 神トナシ百官ヲ以テ支體ト爲ストイヘリ意フニ政規ハ
 即人民一致協合ノ意ニ出ツレハ二説異ナリト雖モ理ハ
 則一ナリ神心命ヲ傳ヘテ肢體逆マニ動キ或ハ命ヲ俟ス
 シテ妄ニ舉動スルカ如キアラハ全國ノ事務錯亂シテ物
 情安カラス勢測ルヘカラサルニ至ラン果シテ斯ノ如ク
 ナラハ前日ノ盛舉モ徒ラニ舊制ヲ廢スルニ過キスシテ

士民焦心紛骨ノ勞モ空シク水上ノ泡ニ歸セン凡天下ノ事之ヲ言フハ易ク之ヲ行フハ難シ用舎ノ間亦以テ深ク戒メサルヘカラス前日 聖主ノ勅旨ヲ推スニ豈天下ヲ以テ一家ノ私有トセンヤ民ト斯ニ居リ民ト之ヲ守リ萬機ノ事務總テ人民ニ關涉セサル無クシテ人民モ亦各其權利ヲ盡シ其負擔ニ任セサルヘカラス予ノ佛國ニ至ル其學士弗爾都屈ナル者ニ聞ケリ曰ク佛國ノ人民ハ英國ノ人民ニ如カス是誠ニ嗟スヘキナリ其故ハ英國ノ人民ハ概シテ政府ヨリ與フル所ノ權利ヲ盡サ、ル者アルナシ佛國ノ人民ニ至リテハ其與ソル所ノ權利ハ未タ能ク其半ヲ盡サスシテ横サマニ其與ヘサル所ノ權利ヲ奪ハ

ント欲スル者多シ是其屢紛亂ヲ致ス所ニシテ國力ノ強カラサルモ職トシテ是レ之ニ由ル豈慨スルニ堪ヘサルヘケンヤト予之ヲ聞キ爽然トシテ自失シ赧然トシテ自愧セリ夫レ權利ヲ盡シテ天賦ノ自由ヲ保テ負擔ヲ任シテ一國ノ公事ニ供スル等皆人民存生ノ目的ナレハ細カニ其條目ヲ記載シ盟約シテ以テ其制ニ違反スルコトヲ許サス相誠メテ之ニ從事スヘキモノ即典則ナリ典則ナルモノハ政規ニ出テ政規ハ萬機ノ本根タレハ一切ノ枝葉悉ク之ヨリ分出セサル者ナシ是ヲ以テ各國其政規ヲ變革スルニ當テハ精思熟慮遍ク人民ノ見ル所ヲ盡シ萬々止ムヲ得サル事實アルニ非サレハ決シテ輕舉妄作ス

ルコトナシ故ニ君主英斷民意ヲ迎フルノ國ニ至リテハ
最モ愼密ヲ加ヘ特ニ視察ヲ審カニシ深ク内國ノ状態ヲ
考ヘ廣ク人民ノ生産ヲ顧ミ其開化ノ度ニ應シテ能ク施
設スルヲ主トセリ夫レ一國ヲ經理スルニハ必ス一國ノ
力アリ力ヲ計リテ事ニ處セサレハ一利變シテ百害トナ
ル譬ヘハ貧人ノ子ノ千金ノ子ヲ羨ムカ如ク財ヲ傾ケ家
ヲ喪フニ至ルモ其榮遂ニ及フヘキニ非サレハ國事ヲ理
ムル者モ亦手ヲ下ス宜ク其次ヲ繹ヌヘク力ヲ養フ宜ク
其漸ニ從フヘシ文明ノ至治固ヨリ一朝ノ能ク求メ得ル
所ニ非サレハナリ凡五洲ノ廣キヤ國アレハ斯ニ民アリ
各國土ノ開化ト不開化トヲ問ハス人ニ賢愚アリ富ニ大

小アリ賢材ニシテ事務ニ達スル者ハ要路ニ當リテ生民
ヲ率ヒ富貴ニシテ資財ニ厚キ者ハ生産ヲ督トシテ貧民
ヲ御スルモノ固ヨリ普通ノ公理ナリト雖モ諺ニ一燕ノ
歸來未タ以テ天下ノ春ヲ唱フルニ足ラス煙霞淡蕩百花
妍ヲ爭フニ至リテ始メテ以テ陽和ト賞スルニ足ルトイ
ヘルカ如ク民間偶一二ノ賢材ヲ出シ或ハ數名ノ豪富ヲ
生スト雖モ一般ノ人民猶貧且愚ニシテ品位賤劣ノ地位
ニアレハ其國未タ富強文明ノ域ニ入ルト謂フヘカラサ
ルナリ我邦現今ノ景況ニ就テ施設措置ノ跡ヲ察スルニ
時勢猶透迤トシテ人心一方ニ偏執シ權利ヲ盡サスシテ
徒ニ開化ヲ擬シ負擔ニ任セスシテ漫リニ文明ヲ模スル

ノ弊ナキ能ハス是ヲ以テ其外貌ハ漸々爛都ニ習ヒ往々
朴野ノ舊ヲ變スト雖モ其心情未タ遽カニ文明ニ化スル
ヲ得ヌ加之ナラス法令輕出昨是今非前者未タ行ハレサ
ルニ後者又繼クカ如キハ決シテ人民ノ能ク堪フル所ニ
非ス而シテ政務ノ端多キ區域ノ際ナキ人生ノ要務開化
ニ從テ日一日ヨリモ進マサルヲ得サレハ政府今日ノ事
務ハ亦已ニ戊辰年間ノ事務ト其轍ヲ齊ウシテ論スヘカ
ラス然ルニ其政規尙唯五條ノミヲ以テ照準トナサハ要
路ニ當ル者常ニ應變ノ處置ニ迷ヒ恐クハ民意ニ充ツル
コト能ハサルニ至ラン然ラハ則今日ノ急務ハ先ツ大令
ヲ布キ其五條ニ基キテ條ヲ増シ典則ヲ建テ以テ後患ヲ

防キ且務メテ生民ヲ教育シ徐カニ其品位賤劣ノ地ヲ免
カレシメテ以テ全國ノ大成ヲ期スルニ如ク莫キナリ人
民品位既ニ高クシテ政事家方ニ其際ニ投シ意ヲ國家ニ
盡サハ將來ノ幸福モ亦多カルヘシ萬一徐カニ大成ヲ期
スルコト能ハスシテ一二ノ賢明獨リ其身ノ利達ヲ要シ
民意ノ向背ヲ問ハスシテ只管功名ヲ企望シ要路ノ一局
ニ據リテ威權ヲ偏持シ萬緒國務ノ多キ每事之ヲ文明ノ
各國ニ擬似セント欲シ輕躁之ヲ施行セン乎國歩ノ運厄
以テ累卵ノ危キヲ招クヘクシテ孝允等モ亦恐クハ他日
ノ責ヲ免ル、コト能ハサルニ至ラン是今日ノ急務先ツ
政規典則ヲ建ツルニ止マル所以ナリ予嘗テ聞ケルアリ

羅馬ノ古語ニ曰ク民アレハ則法アリト政規典則ノ欽ク
 可カラサル亦以テ見ルヘキナリ孝允歐亞一周觸目經驗
 ノ際深ク既往ヲ回想シテ竊ニ將來ニ感スル所アリ區々
 ノ心自ラ緘黙スル能ハス見ル所ヲ具陳シテ以テ諸公ニ
 質ス諸公其レ之ヲ裁セヨ

好名ノ辨上

齋藤拙堂

人ニシテ而シテ名ナキハ號シテ人トナスノミ滿都滿邑
 ノ者皆是ナリ猶木之ヲ木ト謂ヒ石之ヲ石ト謂ヒ牛羊狗
 馬之ヲ牛羊狗馬ト謂フガゴトシ滿山滿野ノ者皆是ナリ
 何ヲ以テ之ヲ別タンヤ且木石ノ嘉ナル者牛馬ノ良ナル
 者亦尙名アリテ而シテ之ヲ別ツ人ニシテ而シテ然ルコ

ト能ハザルハ豈深ク木石牛馬ニ耻ヂザランヤ故ニ君子
 ハ身ヲ立テ道ヲ行ヒ名ヲ後世ニ揚ゲント欲ス名其貴バ
 ザルベケンヤ莊周列御寇ノ徒出ヅルニ及ビテ死生ナ一
 ニシ萬物ヲ齊シクシ人類ヲ視ルコト木石ニ異ナラズ人
 道ヲ視ルコト牛馬ニ殊ナラズ是ニ於テ乎名實ヲ貴バズ
 其ノ言ニ曰伯夷ハ名ニ首陽ノ下ニ死シ盜跖ハ利ニ東陵
 ノ上ニ死スト夫レ名ハ清クシテ而シテ利ハ濁ル氷ト炭
 トノ如シ今比シテ而シテ之ヲ論ズ何ゾ其類ヲ知ラザル
 ノ甚シキヤ是ノ説ノ出ヅルヤ士大夫漸ク行ヲ勵シ節ヲ
 操ルニ懶ク遂ニ狂肆ヲ以テ達トナシ放曠ヲ以テ高トナ
 ス禮樂ノ教忠孝ノ節視テ塵飯土羹ノ如シ鄉黨ノ人ニ至

リテハ益忌憚スル所ナシ斥ケテ豺狼ト爲シ罵リテ犬彘ト爲スト雖夷然トシテ耻ヂズ夫レ人名ニ趨ラザレバ則必利ニ趨ラン以爲名ハ畫餅ノ如ク啖フベカラズ何ゾ腹ヲ果シテ而シテ身ヲ肥スニ足ランヤ乃其ノ腹ヲ果シテ而シテ身ヲ肥ス者ヲ求メ逐逐焉トシテ唯利ニ是從フ已苟モ一利有レバ人ノ百害ヲ恤ヒズ已苟モ一益有レバ人ノ百損ヲ顧ミズ既ニ已ニ其ノ上ニ忠セズ矧ヤ其ノ下ニ於テナヤ是ニ於テ脂韋認典以テ其ノ身ヲ容レ奪攘矯虔以テ其ノ欲ヲ盈ツ至ラザル所ナシ遂ニ朝ニ賢士ナク郷ニ善人ナカラシム是名ヲ貴バザルニ坐スルノミ政ニ名ハ貴バザルベカラズ亦好マザルベカラズ郷人名ヲ好メ

バ則橋ヲ建テ道ヲ治メ財ヲ施シ穀ヲ賑ハシ已ヲ損シテ以テ人ヲ利ス士大夫名ヲ好メバ則弱ヲ扶ケ強ヲ摧キ財貨ニ瀆レズ利祿ヲ戀ハズ危ヲ見テ以テ命ヲ授ケ身ヲ殺シテ以テ仁ヲ成ス苟モ能ク是ノ如クナレバ下民庶ヲ利シ而シテ上國家ヲ利ス利ヲ好メバ則上下皆利スル所ナシ故ニ名節隳レテ而シテ魏權奸ニ滅ビ名教廢レテ而シテ晋戎狄ニ亡ブ名ヲ貴バザルノ禍一ニ此ニ至ル是ヲ以テ國家ヲ有ツ者ハ人ノ名ヲ貴バザルヲ恐ル既ニ已ニ之ヲ貴ブ之ヲ好ミ之ヲ求ムルハ固ヨリ其ノ所ナリ然ラバ則人ノ名ヲ好ムハ唯當ニ之ヲ獎勵スベキノミ或ハ譏リテ而シテ之ヲ沮ミテ可ナラン耶

孟嘗君傳ヲ讀ム

鹽谷宕陰

王安石田文ヲ謂フ鶏鳴狗盜其ノ門ニ出ヅ此士ノ至ラサル所以ナリト予ヲ以テ之ヲ觀レバ魏子馮驩ノ其ノ門ニ出ヅルハ鶏鳴狗盜ヲ養フニ繇ルナリ鶏鳴狗盜且之ヲ養フ矧ヤ鶏鳴狗盜ニ非ザル者ヤ且郭隗有リテ而シテ樂毅有リ徐庶有リテ則諸葛亮出ヅ魏馮有リテ而シテ未天下ノ士ヲ致スコト能ハザルモノハ身北面ニ從フガ故ナリ烏ゾ南面秦ヲ制スルヲ以テ之ヲ責ムルコトヲ得ン然レドモ文ハ未言フニ足ラズ安石首輔ト爲リテ而シテ蔡京呂惠卿ノ徒ヲ延キテ以テ天下ヲ擾ル同ヲ好ムテ而シテ異ヲ惡ムニ由ルニ非ズヤ夫レ同ヲ好ムテ而シテ異ヲ

惡ムハ鶏鳴狗盜ヲ養フノ量無キニ由ルノミ嗚呼安石ハ特ニ彫蟲文士亦鶏鳴狗盜ノ流ナル哉

師說

林鶴梁

周ノ衰フルヤ學者大抵道ヲ以テ自任シ妄ニ衆人ノ上ニ居ラント欲ス故ニ孟子稱ス人ノ患ハ好ミテ人ノ師ト爲ルニ在リト李唐氏ニ逮ビテ學者大抵道義相問フコトヲ耻ヂ肯テ衆人ノ下ニ居ラズ故ニ韓子稱ス今ノ人相師トスルコトヲ耻ヅト二子ノ言皆其ノ時弊ヲ救フナリ余當今ノ師タルモノヲ觀ルニ其ノ患人ノ師タルヲ好ムニ在ラズシテ而シテ人ノ師タルヲ好マザルニ在リ又其ノ弟子タル者ヲ觀ルニ其ノ惑相師トスルヲ耻ヅルニ在ラズ

シテ而シテ相師トスルヲ耻ヂザルニ在リ何ヲ以テ之ヲ
 言フ今ノ師ト云フ者ハ口道ヲ講スト雖而モ心ハ則唯利
 ナ是視ル故ニ脯修豐ナル者ハ則一見百拜獎導甚務ム而
 シテ其ノ寒士ヲ遇待スルハ則之ニ反ス是ヲ以テ弟子ヲ
 市道視シテ而シテ師術ノ我ニ在ルモノ顧リテ敢テ盡サ
 ズ是亦人ノ師タルヲ好マザルニアラズヤ今ノ弟子ト云
 フ者ハ其ノ道ヲ問ヒ疑ヲ質スノ師ヲ視ルコト席ヲ同ジ
 ウシ肩ヲ比スルノ友ニ異ナラズ故ニ師或ハ教導嚴勵痛
 ク鞭策ヲ加フレバ則悻悻然トシテ去リ復而シテ他師ヲ
 取ル他師亦猶彼ノ師ノゴトクバ則將ニ復他師ヲ取ラン
 トス是亦相師トスルコトヲ耻ヂザルニアラズヤ夫レ相

師トスルコトヲ耻ヅルハ固ヨリ學者ノ大惑ナリ而モ猶
 耻ヂザルニ勝レリ好ミテ人ノ師トナルモ亦學者ノ大患
 ナリ而モ猶好マザルニ勝レリ且古ノ師タル者ハ道ニ任
 ス今ノ師タル者ハ利ヲ視ル古ノ弟子タル者ハ耻有リ今
 ノ弟子タル者ハ耻無シ學者ノ惑ト患ト今日ヨリ甚シキ
 ハ莫シ然ラバ則之ヲ如何セン曰先寡欲ノ説ヲ唱ヘ以テ
 廉耻ノ風ヲ作スニ若クハ莫シ苟モ其ヲシテ寡欲ニシテ
 而シテ廉耻ノ風有ラシメバ則其ノ心道ニ純ニシテ而シ
 テ師弟子ノ師弟子タル是ニ於テ乎全カル可キナリ師説
 ナ作ル

大久保利通征韓の意見

凡そ國家を経する先つ慮らざるへからず朝鮮の事の如きは慮るべきもの凡そ七請ふ其目を擧げん親政以來百度更革士民業を失ふもの多し或は解令文を誤り或は疑増税を致し動もすれば輒ち血を喋むに至る今如し釁隙の乘すへきあれば能く其變動なきを保たんや是其一なり政府多費入る出るを償はず之に加ふるに外役の曠日彌久を以てす賦歛を重くせざるを得ず賦歛を重くすれば則民怨む紙幣増さるゝを得ず紙幣増せば則物價昂る外債起さゝるを得ず外債を起せば則償完術なし是其二なり諸官府事を興し以て富謀を謀るもの其効皆數年の後を俟つ今卒然兵役を起す百事中止し前効悉く廢す是

其三なり輸入輸出に超過し金貨流出す今丁壯外に役し老弱内に困しむ復た物品を製造し以て貿易に資する能はず船鑑兵器又必ず之を外に購ひ財貨日に耗し上下困頓す是其四なり外國の虞るべき魯を以て首と爲す其南進に意あるは世の熟知する所今我朝鮮と兵を交へ鷓蚌相持す魯必ず漁父とならん是其五なり魯に次くを英と爲す我れ多く債を彼に負ひ賠償する能はず彼必ず以て口實となし我内政に干與せん是我を印度にするなり是其六なり我各國と約を立つ禮對等に非ず英佛等の如きは悍然護兵を我地に置き殆ど屬國の如し然るに是を之れ耻すして獨り朝鮮に咎む大に忍ひて而して小に忍ひ

す遠きに察して而して邇きに察せず是其七なり且つ論者謂ふ朝鮮撃つべきもの利の爲乎義の爲乎利の爲にすればは則全國を有すこ雖も得夫相償はす是計較するを待たすして而して明なり義の爲にするか是撃つべきの名義あるべきなり而して論者曰く先つ使を遣はして而して後動く則是今日未だ撃へきの名義あらざるなり未だ撃へきの名義あらすして而して内を弊にし以て外に徇へんこ欲す愚未だ其解を得ざるなり

正統論

賴山陽

或人賴襄ニ謂ヒテ日子ノ正統ヲ論スルハ似タリ抑子モ亦北朝ノ臣子ニ非ズヤ何ゾ諱マザル曰何居ゾヤ子ガ所

謂北朝トハ安ニカ在ル曰今ノ朝廷是ナリ襄曰於戲今ノ朝廷ハ神武以還大一統ノ朝廷ナリ何ヲ以テ北ト曰フ北ト曰フ者ハ延元元中ノ間天子南遷シ而シテ賊臣私ニ君ヲ立ツ是ノ時ニ當リテ南ハ則正北ハ則僞南ニ事フルモノハ榮北ニ事フルモノハ辱故ニ其ノ稱ヲ別ダザルヲ得ザルナリ已ニシテ而シテ天其ノ禍ヲ悔イ祖宗其ノ衷ヲ誘ヒ和議ヲ講シ南北混一ヲ成ス夫レ後龜山ノ瑣尾流離ヲ以テ其ノ神器ヲ授クルヤ肯テ降式ニ從ハズ必父子ノ禮ヲ以テス足利義滿ノ兇威モ而モ奪フ能ハザルナリ是ニ於テ後小松始メテ器ヲ傳ヘ禪ヲ受ケ後龜山ヲ尊ビテ太上天皇ト爲ス事懿ニ禮善シ以テ此ヨリ前分派ノ陋ヲ

盪滌シ上列聖ノ統ヲ承ケ而シテ下後世ニ顯示スルニ足ル蓋天祖宗ト實ニ之ヲ佑ク足利氏ノ能ク爲ス所ニ非ザルナリ其ノ後内紛紜アリト雖而モ天命大ニ定リ以テ今ニ至ル賊臣ノ輦轂ニ播據シ朝廷ヲ濁亂スル百餘年ノ者畢ク誅竄ニ伏シ朝廷其ノ清明ニ復ス其ノ一統ヲ大ニスルコト日月ノ再天ニ中シ而シテ山河皆明ナルガ如キナリ而ルニ何ヲ苦ミテ猶其ノ口吻ヲ汚シ北ト曰ヒ北ト曰フ耶夫レ北ト曰ヘバ則其ノ足利氏ノ門生ト爲リテ而シテ小朝廷ヲ以テ自處ルヲ見ルナリ此臣子ノ當ニ諱ムベキ者ニ非ズヤ今夫レ童孺ヲ執ヘ之ニ問ヒテ汝ハ義貞正成ノ徒ナリト曰ハハハ則欣然トシテ喜バン汝ハ尊氏ノ屬

ナリト曰ハハ、則艷然トシテ怒ラン今自北朝ト稱スレバ則勢必足利ヲ以テ定策國老ト爲シ而シテ新田楠ヲ以テ賊ト爲サン甘シテ天下ノ人心ニ背キ萬衆ノ唾罵ヲ萃ムルハ何ゾヤ夫レ天祖宗ト既ニ已ニ之ヲ援ケテ天ニ升ス而モ就クコトヲ欲セズ冢中ノ枯骨ヲ以テ意ニ介シ而シテ猶厠溷糞穢ノ中ニ陥リ終古肯テ洗滌セズ是所謂自賊ヒ其ノ君ヲ賊フ者ナリ余ハ則敢テセズ乃臣子ノ心ノミ此ノ義明ナラザレバ則萬世ノ後天地再變シ復姦雄足利氏ノ如キ者有リテ其ノ私便スル所ヲ擁立セズ則今ノ自北朝臣子ト稱スル者將ニ胥率并テ之ニ從ハントス是亦一北朝ヲ生スルナリ吾惧ル以テ辨セザルベカラズ

加藤弘之書を舊參議諸氏に贈て民權議院論を
難す

本文臣等愛國ノ情已ム能ハス乃チ之ヲ振起スルノ道ヲ
講求スルニ唯天下ノ公議ヲ張ルニ在ルノミ云々天下ノ
公議ヲ張ル苟クモ有志者ノ切ニ望ム所ナリ蓋シ國家治
安ノ基礎ヲ固ウスル公議ヲ張ルヨリ善キハナシ然ルニ
其間ニ一難事ナキ能ハス何チカ難事ト云フ即チ公議必
シモ至論明説ナラサルヲ云フナリ歐洲文明開化ノ各國
ニ於テスラ尙且或ハ之ヲ免カル、能ハス況ンヤ開化未
全ノ我國ニ於テオヤ蓋シ議院ヲ設立スルハ專ラ國家治
安ノ基礎タル制度憲法ヲ創定センカ爲ナリ而シテ制度

憲法ヲ創定スルハ先ツ邦國今日ノ世態人情ヲ詳察シテ
此世態人情ニ恰當適切ナル者ヲ撰ハサル可ラス然ラサ
レハ所謂方底圓蓋決シテ眞ニ治安ノ基礎タル制度憲法
ト稱スルニ足ラサレハナリ凡ソ邦國今日ノ世態人情ニ
適切恰當ナル者ヲ撰フ獨リ賢智者ノ能ク爲ス所ナリ故
ニ歐洲碩學ノ言ニ云フ議事院ニ要スル所ハ通識ナリ司
法院ニ要スル所ハ公直ナリト然ルニ公議ハ公直ニ易ク
通識ニ難キ是古今ノ通患ナリ夫レ公議ノ通識ニ難キハ
何ソヤ蓋シ無智不學ノ民多キヲ以テナリ英人ノ言ニ云
フ全歐各國中制度憲法ノ眞ニ邦國ニ恰當適切ナル者ハ
獨リ我英國ノミ他國ノ制度憲法ノ如キハ徒ニ紙上ノ制

度憲法タルニ過キスト是レ英人ノ誇言ニ出テ其過當ナルハ固ヨリ論ヲ俟タスト雖モ蓋シ亦此理勢ナキニアラス是他ナシ英ノ議事院ハ賢智者多クシテ實ニ邦國ニ恰當適切ナル制度憲法ヲ創定スルニ足ルト雖モ他各國ノ議事院ハ蓋シ是ニ及ハサルナリ然ルニ我邦開化未全ノ人民ヲ舉テ天下ノ事ヲ共議セシメ而シテ其公議ヲ採テ天下ノ制度憲法ヲ制定セシト欲ス恐ラクハ木ニ縁リ魚ヲ求ムルニ類センノミ普國ノ先王非的利第二世在位一千七百四十年ヨリ同八十六年ニ至ルハ曠世ノ英主ニシテ當時君主專權ノ政各國ニ行ハレ時賢モ多クハ之ヲ以テ是トスルノ世ニ在テ獨リ專權ノ不是ヲ辨論シ務メテ

民權ヲ擴張スルノ說ヲ首唱シ且ツ自ラ謂フ人君タル者ハ國家第一等ノ大臣ナリ敢テ恣ニ臣民ヲ制馭ス可ケンヤト是ニ於テ自ラ制度憲法ヲ改正シテ君權ヲ限制セシカハ後世之ヲ稱シテ歐洲政治一變ノ鼻祖トナス然ルニ此王ニシテ當時遽カニ民權議院ヲ興スナク獨リ政權ヲ掌握シテ特裁ノ政ヲ施セリ蓋シ其心決シテ政權ヲ恣ニセント欲スルニアラス唯當時普國人民ノ開明未タ全カラシテ政ニ參與スルノ見識未タ足ラサルヲ以テナリ又魯國今時猶未タ實ニ民撰議院ヲ設立セス是又其人民與政ノ見識未タ定ラサルニ由ルナリ然ルニ吾邦ニシテ普國ノ猶未タ爲サ、ル所ヲ行ハント欲ス抑難哉吾邦人

方今漸ク文化ニ向フト雖モ農商ニ至リテハ多クハ猶依
然タル昔時ノ農商ニシテ無智無學自ラ甘シ敢テ振起ス
ルヲ求ムルニ至ラス唯士族ニ至リテハ大ニ之ヲ憂フル
カ如シト雖モ然ルモ稍事理ヲ解スル者ハ恐クハ僅々ノ
ミ故ニ例ヘハ政府ノ何物タル臣民ノ何物タル政府收稅
ノ權利何ノ理ニ出ル臣民軍役ノ義務何ノ理ニ起ル等凡
ソ淺近平易ノ事ト雖モ猶解スル能ハザル者殆ト十ノ八
九ニ下ラス豈歎セサル可ケンヤ然ルニ今是等ノ情實ヲ
察セス一涯ニ民撰議院ヲ設立スレハ其公議決定スル所
ノ莫實ハ恐クハ愚論取ルニ足ラサル者ノミナラン愚論
猶可ナリ或ハ之ニ由テ國家ノ大害生セサルヲ保ツ能ハ

ス凡ソ人民智識未ダ開ケスシテ先ツ大ニ自由ノ權ヲ得
ルトキハ之ヲ施行スルノ正道ヲ知ラスシテ之レカ爲メ
ニ却テ自暴自棄ニ陥リ遂ニ國家ノ治安ヲ傷害スルノ恐
アリ豈懼レサル可ケンヤ歐洲近今ノ碩學鴻儒民撰議院
ノ開化國ニ必要ニシテ未開化國ニ害アル所以ヲ論セサ
ル者ナシ就中獨乙人ビーデルマンカ著ス所ノ政學書中
ニ論スル所文簡ニシテ意盡セリ因テ左ニ其大旨ヲ摘譯
シテ僕カ論旨ノ杜撰ニ出テサルヲ證ス
其文ニ云フ凡ソ久シク國家ヲ維持スルニ足ルヘキ制度
憲法ヲ創定セント欲セハ必ス先ツ其時勢民情等ニ恰當
適切ナル者ヲ撰ハルサ可ラス蓋シ獨リ文明開化ノ國ニ

恰當適切ナルヘキ制度ヲ以テ之ヲ未開ノ國ニ施スルハ
 恐クハ管ニ功益ナキノミナラス却テ患害ヲ生スベシ古
 來仁徳アル君主及ヒ公道ナル臣民等其近隣ノ國ニ於テ
 創定セル制度憲法ノ頗ル仁善良正ニシテ大功益アルヲ
 羨ミ直ニ之ニ倣ウテ自國ノ制度憲法ヲ創定シ而シテ遂
 ニ其治安ヲ誤リシ例儘之アリ其心ハ全ク憂世愛國ノ至
 情ニ出ツルト雖モ唯彼我ノ時勢民情ノ相異ナル所以ヲ
 詳察スルノ智足ラスシテ事ヲ處スルノ輕率ナルカ爲ナ
 リ○但シ又一方ヨリ考フレハ凡ソ各國ノ政令相共ニ歸
 向スル所ノ中心アリ故ニ各國ノ開化進歩スルニ隨テ其
 政令早晚其中心ニ歸着スルヤ必然ナリ○議院ヲ設ケ人

民ノ代者ヲ舉テ政ヲ議スル制度ノ如キモ必ス先ツ此一
 理ニ由テ論セスンハアル可カラス(按スルニ各國時勢民
 情ノ相異ナルト及ビ各國政令ノ相共ニ歸向スル中心有
 ルヲ云フ)何レノ人民ニ論ナク文明開化ノ域ニ至レハ必
 ス此制度ヲ創定セスンハ有可カラス然レモ文化未タ全
 カラサル國ニ於テ速ニ此制度ヲ創定セント欲シ或ハ各
 國共ニ此制度ヲ全ク同一ニ爲サント欲スルカ如キハ甚
 タ謬レリ○是故ニ此制度ヲ創定センニハ必ス先ツ時勢
 民情ヲ詳察シテ之ヲ創定スルニ至當ナル時ト及ヒ其至
 當ナル度ヲ測定スルヲ甚タ緊要ニシテ此事ハ獨リ賢明
 ノ能ク爲ス所ナリ若シ至當ナル時未タ來タラサルニ先

ツ此制度ヲ立ル歟若クハ其度甚々過クルトアルトキハ未開ノ人民其受クル所ノ自由ノ權ヲ正道ニ施行スルニ堪ヘスシテ却テ自暴自棄ニ陥ラサルヲ得ス又若シ至當ナル時既ニ過クルニ猶此制度ヲ立テサル歟或ハ之ヲ立ツルモ其度甚々及ハサル者アルトキハ既開ノ人民束縛羈縻ニ堪フル能ハスシテ遂ニ擾亂ヲ醸スニ至ル必然ナリ豈懼レサル可ケンヤ

○本文學且智而シテ急ニ開明ニ進マシムルノ道即チ民撰議院ヲ立ツルニ在リ云々然ルニ遽カニ民撰議院ヲ立ツルノ弊害以上論スルカ如シ焉ソ開明ノ益ヲ得ルニ暇アラシヤ○本文甚シキハ今遽カニ議院ヲ立ツルハ是レ

天下ノ愚ヲ集ムルニ過サル耳ト謂フニ至ル噫何ソ自傲ノ甚タシクシテ人民ヲ視ルノ蔑如タルヤ云々是一理ナキニアラス今日要路ノ有司ト雖モ亦未開ノ人タルヲ免レサル固ヨリ論ヲ俟タス然レモ僕カ知ル所聞ク所ヲ以テ考フルニ今要路有司ノ外ニ學識卓越ナル俊傑ヲ求ムルモ恐ラクハ數十名ニ過キサルベシ三千萬人中ニ於テ僅ニ數十名ノ俊傑アルモ未タ以テ人民ノ聲價ヲ増スニ足ラス未タ以テ人民ノ開明ヲ稱スルニ足ラス蓋シ政府自傲ノ心蔑如ノ意アラサルモ姑ク天下ノ事ヲ以テ自ラ任セサルヲ得サル所以ナリ○本文政府ノ職宜シク奉シテ以テ目的トナスヘキ者人民ヲシテ進歩セシムルニア

リ云々此論誠ニ然リ吾邦實ニ草昧ニアラスト雖モ開化尙淺キヲ以テ人民ノ從馴實ニ過甚ナリ是眞ニ憂フ可シ然リト雖モ政府能ク人民ヲシテ敢爲ノ氣ヲ起シ天下ヲ分任スルノ義務ヲ辨知セシメント欲スルモ決シテ唯議院ノ設立ニ由テ得ヘキニアラス殊ニ學校ヲ興シ人材ヲ教育スルノ漸ニ由ルヘキノミ普國今日人民自主ノ心敢爲ノ氣旺盛ニシテ遂ニ其國ヲシテ歐洲中ノ雄強國トナラシメシハ決シテ唯夙ニ議院ヲ設立セシニ由ルニアラス殊ニ非的利第二世以來政府心ヲ專ラ人材ノ教育ニ盡シシニ由ルナリ(以下略之)○本文政府ノ強キ者云々此一條間然スヘキナシ然レモ是亦遽カニ議院ヲ設立スルモ

其益ナカルヘシ唯遽カニ人材教育ニ心ヲ用ヒテ以テ議院ヲ設立スルニ足ルヘキ開明國ト爲ヌニ加カス○本文臣等既ニ天下ノ大理云々改革誠ニ善シ然レモ改革ヲ急ニセント欲スル必ス輕々進歩ノ弊ナキヲ能ハス寧口持重銳ヲ養ヒ務メテ漸ヲ以テスルニ加カス○本文輕々進歩云々民撰議院ナル者ハ事ヲ鄭重ニスル所ノ者ナリト云フハ可ナリ然レモ今急ニ民撰議院ヲ立ツルノ議ヲ起スハ輕々進歩ノ誹ヲ免ル、能ハス其理ハ上ニ論スルカ如シ○末條ノ可否ハ以上ノ論ニ由テ大抵明白ナルベシ○附言卑見ノ大意ヲ述テ閣下等ニ質ス大凡此ノ如シ閣下等幸ニ教示ヲ垂レヨ但シ今此高論アル蓋シ他日議院

設立ノ萌芽ナリ是僕高論ニ於テ疑團ナキ能ハスト雖モ亦大ニ之ヲ喜フ所以ナリ因テ考フルニ方今政府ハ姑ク特裁ノ政ヲ施サ、ルヲ得スト雖モ元來民ノ爲メニ政府アリテ政府ノ爲ニ民アルニアラサルノ眞理ヲ忘失スルナク偏ニ非的理ノ公心ヲ以テ自ラ政權ヲ限制シ務メテ民ノ私權ヲ伸張セシメ言路ヲ洞開シ教育ヲ勸勵シ以テ吾邦ヲシテ速カニ開化國トナラシムルヲ要ス且ツ閣下等ノ論ニ由テ考フルニ今既ニ其二三縣ニ於テ爲セシカ如ク姑ク府縣ニテ士族并ニ平民ノ上中等邊ヨリ選舉ヲ以テ府縣内ニ小議院ヲ設立シ唯其府縣内ノ事ヲ商議セシムルノ舉アラハ如何但シ議定ヲ取捨スルハ姑ク知

事令等ノ權ニアル可シ然レモ是亦希望スルカ如キ功益アルヤ否或ハ却テ害アルヘキヤ僕未タ之ヲ考定スル能ハス閣下等并ニ大方君子ノ君論ヲ俟ッ

西村茂樹民撰議院に付ての建書

謹テ按スルニ天下ノ事理アリ實アリ理可ニシテ實不可ナル者アリ實可ニシテ理不可ナル者アリ理可ニシテ實亦可ナル者アリ理可ニシテ實不可ナル者ト實可ニシテ理不可ナル者トハ時務ヲ知ルノ俊傑ニ非ラサレハ其用捨ヲ定ムルコト能ハス理可ニシテ實亦可ナル者ニ至テハ何レノ國何ノ時ニ於テモ苟モ之ヲ行ハント欲スル者アレハ之ヲ行ウテ害アルヲ無カル可シ夫レ民撰議院ノ

如キハ理ヲ以テ論スレハ至公至平ノ極ナリ實ヲ以テ論スレハ歐米諸國ノ富強ノ功績アリ方今政教休明ナリト雖モ未タ一二ノ闕失ナシト云フヘカラス國人安富ナリト雖モ未タ一二ノ怨民ナシト云フヘカラス誠ニ宜ク言路ヲ洞開シ上下ノ情ヲ通スヘキノ時ナリ頃者副島數氏民撰議院ノ議ヲ見ルニ其言病アルカ如シト雖其主旨ニ至テハ敢テ論難スヘキノナシ世ノ論者多ク曰フ數氏ノ言蓋シ激スル處アリテ發スル者ナレバ其言恐クハ正理ニ合ハス故ニ之ヲ用ヒ難シト愚謂ヘラク然ラスト凡ソ非常ノ功ハ激ニ因テ成ル者多シ然レモ激シテ善ナル者アリ華盛頓佛蘭格林等ノ英吉利ニ叛キシハ激ノ善ナル

者ナリ羅伯卑爾段敦等ノ法蘭西ノ王家ヲ覆ヘモシハ激ツ不善ナル者ナリ激何ノ不可ナルコカアラシ唯其事ノ善不善ヲ問フヘキノミ縱令數氏ノ言激スル處アリトモ發シテ民撰議院ト成ルハ又激ノ善ナル者ナリ論者又曰ク方今民ノ智識未タ明ナラサレハ民撰議院ヲ興スル時猶早シト愚又謂ヘラク然ラスト夫レ英國初テ議院ヲ開キシハ一千二百年ノ際ニ在リ英國ノ民聰敏ナリト雖モ六百年前ノ状態ハ恐クハ本邦本日ノ民ニ及ハサリシナルヘシ然レモ始ニ貴族ノ會議ヲ起シ尋テ民撰ノ代議人ヲ出シ一千三百年ノ初ニ至リ終ニ議院ノ制確定シ連綿今日ニ至リ萬國ニ冠絶スルノ良法ト爲リ國ノ富強民ノ

開化共ニ議院ノ助ニ頼ル_レ甚多シ然レハ今日日本邦ニ在
テ議院ヲ起サントスルハ愚惟其晚キヲ患フ固ヨリ其早
ヲ圖ラサルナリ近今開化日ニ進ミ火車火船ヨリ電機氣
燈ノ如キ工藝ノ末ニ至テハ殆ント歐米諸國ト並ヒ馳ス
ルノ勢アリ獨リ政体ノ本ニ至テハ未タ確定セル法度ナ
シ是レ有志者ノ深ク憂フル所ナリ夫政体ハ本ナリ工藝
ハ末ナリ其本ヲ棄テ唯末ヲコレ務ム恐クハ計ノ得タル
者ニ非ルナリ然レハ今日ノ要務ハ政体ヲ確定スル者ニ
如ク者ナク政体ヲ確定セントスルニハ民撰議院ヲ興ス
ヨリ先ナルハ無カルヘシ唯茂樹カ掛念スル所ハ民撰議
院ノ施設ノ方法如何ニアリ夫レ良法善政ト雖モ其施設

ノ方宜ニ背クキハ却テ國ヲ亂シ民ヲ病マシムルニ至ル
者往々コレアリ然レモ副島數氏既ニ民撰議院ノ議アレ
ハ其施設ノ方法ニ至テモ必ス善美ノ説アルヘシ願クハ
諸氏ニ命シテ其施設ノ方法ヲ上言セシメ其言果シテ善
ナラハ速ニ之ヲ行ヒ若シ不善ナラハ反覆熟議シテ善ニ
至ラシメ然ル後之ヲ施行シ玉ハ、國ノ幸福民ノ利益之
ヨリ大ナルハ莫カルヘシ茂樹固ヨリ副島氏ト一面ノ識
ナシ數氏ノ爲ニ遊説スル所ノ嫌ナカルヘシ唯國ノ爲メ
民ノ爲メ黙シテ止ム_レ能ハス因テ越俎ノ罪ヲ犯シテ警
言ヲ上陳ス希クハ裁スル處アラントシ恐惶頓首

木戸參議辭職の表

明治七年四月十七日參議兼內務文部卿木戸孝允謹テ太
政大臣三條公殿下ニ表啓ス臣去年歐洲ヨリ歸朝ノ後卒
然危篤ノ疾ヲ得テ幾ント人世ノ物ニ非ス聖明ノ靈ニ依
テ輒ク死セサルヲ得ト雖モ意色形氣未タ人ニ比スヘカ
ラス願フニ去秋以來朝野無數ノ大患ヲ生シ廟堂宵旰ノ
時ニ當リ漠然安ヲ事外ニ養フニ忍ヒス病中猶ホ內閣ノ
員ニ備ハリ春來又二省ノ任ヲ兼ヌ國ニ於テ尺寸ノ効ナ
シト雖モ臣カ心ニ於テ已ニ盡セリ今九州ノ事已ニ定レ
リ臣以テ病ヲ養ヒ姑ク蒲柳ノ質ヲ調護スルヲ得テ或ハ
以テ他日ノ涓埃ヲ圖ル可シ願クハ殿下臣ノ衷情ヲ察シ
在身ノ職務ヲ解キ以テ少シク臣子ノ心ヲ遂ケシメハ感

激何ソ言フ可ケンヤ且ツ臣敢テ安セサル所アリ近日臺
灣ノ事臣カ議內閣諸公ト合ハス前日諸公ノ前ニ抗言シ
既ニ其底蘊ヲ盡セリ今廟議已ニ決シテ海陸ノ軍已ニ發
スト聞ケリ復何ヲカ言ハンヤ臣敢テ前議ヲ固執シ以テ
廟堂ノ謨ヲ阻スルニ非ス深ク惟フニ國ハ人民ニ因テ立
ツノ名政府ハ人民ヲ安スルノ稱ナリ故ニ政府ノ事ヲ施
ス必ス人民ヲ以テ歸トナス人民政府ノ保護ヲ得智以テ
富ヲ致シ力以テ強ヲ致スニ足テ而シテ後ニ國ノ權利始
メテ立ツヘシ蓋シ大政一新ノ故ヲ推スニ朝旨固ヨリ安
民ニ外ナラス故ニ時ノ困難ヲ排シテ數百年ノ牢習ヲ破
リ封建專制拘束ノ政ヲ弛メ郡縣自由寬平ノ治ヲ興シ舊

ヲ革メ新ヲ創ムル皆人民ノ蘇息ヲ欲スルニ過キス而シテ
テ變革ノ際施行或ハ輕進ニ過キ其適度ヲ失シ人民保安
ノ道ト相背馳シ政府ハ自ラ政府人民ハ自ラ人民タルノ
患ナキニ非ス朝鮮臺灣ノ議起ルニ及テ臣謹テ下問ニ奉
答シ政府ノ義務用兵ノ方略両ナカラ其宜キヲ得サルヲ
論ス已ニシテ廟堂征韓ノ議ヲ止メ新ニ内務省ヲ興シ天
下ヲシテ顯然朝旨ノ在ル所ヲ知ラシム不幸ニシテ九州
ノ變起リ干戈俄ニ邦内ニ動ク是亦征韓ノ論ノ其禍ヲ成
ス者ナリ變亂僅ニ定マリ未タ幾日ナラス臺灣ノ事又起
ル夫レ國威ヲ海外ニ張リ版圖ヲ異域ニ關ク國人ノ情ニ
於テ豈之ヲ喜ハサランヤ臣慙弱ナリト雖モ快ヲ一身ノ

上ニ取ラハ亦將ニ鼓鑿ノ下ニ踴躍シ砲石ノ間ニ奮迅セ
ントス誠ニ思フ政府ノ務メ必ス人民ヨリ起ル而シテ本
末内外ノ辨アリ緩急先後ノ序アリ今國內三千萬ノ人民
未タ大ニ政府ノ保護ヲ被ラス蒙昧貧窮ノ人權利ヲ持ス
ルヲ得ス國ノ國タル未タ知ル可ラス而シテ政府人民ヲ
保護スル所以ノ具モ用度ノ欠ルヲ以テ常ニ備フルコト
能ハス臣カ職トスル内務文部ノ事ヲ以テスルニ朝廷ノ
人民ヲ教育スル所以ノモノ或ハ先時封建ノ日ニ及ハサ
ルモノアリ人民ノ新政ヲ疑フ未タ其故ナキニ非ス且嚮
ニ政府使ヲ國內ニ巡ラシ守令ニ諭スニ人民保護ノ旨ヲ
以テス守令之ヲ奉シテ以テ人ニ示ス僅カニ數閱月内國

ノ政未タ一端ヲ舉ケス而シテ外征ノ師俄カニ興ル天下
ノ守令何ヲ以テ朝旨ノ在ル所ヲ信センヤ一新以來士民
叛亂年トシテコレ無キハナシ苟モ政府ノ義務ニ於テ盡
サザル所アラハ之ヲ朝廷措置ノ失ヨリ起ルト云ハサル
ヲ得ス是ノ如クニシテ底止スル所ナク内外緩急ノ序益
々乱ルレハ天下ノ心將ニ渙然解散セントス臣實ニ恐ル
朝廷ノ憂タル者唯外藩ノ民殘暴ヲ被ルカ如キニ止ラサ
ルナリ臣誠ニ過憂前議ヲ申陳シ以テ諍ヘリ今朝議臣カ
言ヲ用ヒス外征ノ將士既ニ發セリ然レトモ天下ノ事利
アリ害アリ未タ一ヲ執テ論スヘカラサレハ則臣カ言果
シテ是ナルカ朝廷果シテ是ナルカ事後久遠ニ非レハ之

ヲ定ムヘカラス故ニ臣敢テ臣カ言ノ用ヒラレサルヲ以
テ怨恨不平スル所アルニ非ス但内閣ハ天下政令ノ出ル
所今臣敢テ政府ノ議ニ雷同セス若シ臣ヲシテ猶ホ此ニ
居ラシメハ其勢將ニ終ニ欺心ノ言ヲ出シ非赤ノ事ヲ推
シ以テ天下ニ施シ天下ヲ率ヰテ臣カ心ニ安セサル所ニ
誘勸奮起セシメントス是ノ如キモノハ臣ノ誠ニ安ンセ
サル所ナリ縱令臣安ンシテ之ヲ爲スモ天下ノ大政府ニ
シテ欺心ノ大臣アラシメハ朝廷何ヲ以テ臣ヲ保全セン
臣何ヲ以テ朝廷ノ人民ニ對シ天下後世ニ對センヤ是臣
縱令病ナシト雖モ亦必ス職ヲ辭セントス況ンヤ病苦身
ニ在リ一身ノ事自ラ主タルコト能ハサルオヤ然リト雖

臣實ニ政府ヲ怨懟シ一毫不平ノ心アルニ非ス天地神明
照然鑑臨ス唯內閣議政省卿施政ノ地ニ在ルハ臣ノ敢テ
安セサル所ナリ臣ヲシテ命ヲ奉シ事ニ就クノ列ニアラ
シメハ縱令ヒ私心ノ喜ハサルモノト雖モ朝命ノ使ムル
所征戰ノ危行役ノ苦艱難ノ事臣病アリト雖モ決シテ敢
テ辭避セサルナリ古ニ云フ忠臣ハ身ヲ潔ウシテ以テ名
ヲ求メスト臣身ヲ潔ウスルニ非ス名ヲ求ムルニ非ス仰
キ願クハ殿下臣カ微誠ヲ諒シ臣ノ官職ヲ免シ臣ヲシテ
病ヲ養フ事ヲ得セシメハ幸甚シ臣孝允誠惶表啓ス

岩倉公辭職の上表

臣具視庸劣ノ身ヲ以テ盛運ニ遭遇シ無比ノ寵眷ヲ忝ク

シ登テ台輔ノ重キニ列ス爾來膂力ヲ陳ヘ心血ヲ竭シ夙
夜鞠躬シテ敢テ及ハサランコトヲ恐ル、者茲ニ十有余
年ナリ伏シテ惟フニ國歩非常ノ時ニ際シ大ニ典憲ヲ定
メテ 皇猷ヲ振張シ萬世續クヘキノ計ヲ爲スハ 陛下
ノ遠ク 祖宗ニ續キ近ク 先帝ニ承クル所ニシテ而シ
テ鴻業未タ大成ヲ頌スルニ至ラス是臣カ駑鈍ヲ量ラス
黽勉列ニ就キ以テ今日ニ至ル所以ナリ今臣不幸ニシテ
犬馬ノ病ニ罹ル自省ミルニ愆テ微功ヲ錄シ顯重ノ地ヲ
極メ勳位兩ツナカラ隆ニ寵光共ニ至ル仍勞憊ノ身ヲ以
テ徒ニ權勢ニ列シ久シク朝覲ヲ缺キ機ヲ曠クシ以テ
陛下ノ知遇ヲ辱カシムル如キアラハ臣カ罪誠ニ重シ伏

シテ願クハ 陛下臣カ微衷ヲ憫ミ賜フニ骸骨ヲ以テシ
臣ヲシテ重キヲ解キ神ヲ休ヘ以テ徐カニ病ヲ養フコト
ヲ得セシメハ臣死スルノ日ト雖猶生ルノ年ノ如クナラ
ン前キニ 陛下萬乗ノ尊ヲ屈シ忝ナク牀蓐ニ臨ミ又勅
使ヲ賜ヒ慰ムルニ憂旨ヲ以テシ臣ノ請フ所ヲ允サス深
ク聖恩ニ感シ錯ク所ヲ知ラス而シテ臣仍 天威ニ忤ヒ
重キテ懇祈スル所アル者衷情至切他アルニ非サルナリ
臣心ニ誓ヒ節ヲ執ル進退ヲ以テ臣子ノ義ヲ二ツニセス
若 聖明特ニ 天聰ヲ垂レ靜養ノ暇ヲ賜フコトヲ得セ
シメハ臣亦當ニ湯藥ヲ力メ病愈ヲ待テ再ヒ天顔ヲ咫尺
ノ間ニ拜シ以テ臣カ惓誠ヲ摠ヘ微思ヲ致シ仰ヒテ 陛

下ノ偉業ヲ贊頌スルノ日アルコトヲ得ン惟 陛下之ヲ
察セヨ臣具視誠惶誠恐頓首々々

三條大政大臣の辭職及上表

臣躬台鼎ノ重ヲ荷ヒ日夕憂懼以テ報効ヲ圖ル嚮ニ親シ
ク 陛下内閣ヲ改正スルノ旨ヲ承リ幸ニ微衷ヲ披キ以
テ聖聽ヲ仰クノ機ヲ得タリ竊ニ思フ今日ノ事前途猶遠
シ立憲ノ基ヲ建テ以テ中興ノ業ヲ終ヘントセハ區々前
轍ニ因習スルノ能ク成スヘキ所ニ非サルナリ維新ノ初
陛下幼冲寵擇ヲ叨リニシ大政ヲ董督ス實ニ已ムコトヲ
得サルニ出ツ蓋大寶ノ令唐ノ尙書省ニ倣ヒ大政官ヲ以
テ八省ヲ統ヘ八省ハ左右并ニ分屬シ官符ヲ得テ施行ス

明治二年職員令ヲ定メ六省ヲ置クニ當テ仍大寶ノ制ニ依リ太政官ヲ以テ諸省ノ冠首トシ諸省ヲ以テ隸屬ノ分官トス是ヨリ後諸省ハ專ラ指令ヲ太政官ニ仰キ太政官ハ批ヲ下シテ施行セシメ凡ソ文書ノ上奏スル者ハ皆太政官ヲ經由シ往復ノ間省ノ察ニ於ケルニ均シ此レ蓋一時ノ權宜ニシテ獨親政統一ノ件ヲ得サルノミナラス亦各省長官ノ責任ヲ輕クシ徒ニ曠滯ノ弊ヲ爲ス者ナリ方ニ今陛下聖德日ニ躋リ大政ヲ綜攬シ事ヲ內閣ニ視諸宰臣ヲ引見シ文武ノ務親シク奏議ヲ聽キ玉フ而シテ中外ノ事盤錯多端官制宜ク更張スヘク財政宜ク節度ニ就カシムヘク要務ノ經畫施指スヘキ者一ニシテ足ラス

此レ宜ク時宜ヲ斟酌シ古今ヲ變通シ太政官諸省ニ冠首タルノ制ヲ改メ併セテ大政官諸職ヲ廢シ內閣ヲ以テ宰臣會議御前ニ事ヲ奏スルノ所トシ万機ノ政專ニ簡捷敏活ヲ主トシ諸宰臣入テハ大政ニ參シ出テハ各部ノ職ニ就キ均シク陛下ノ手足耳目タリ而シテ其中一人ヲ擇ヒ專ラ中外ノ職務ニ當リ旨ヲ承ケテ宣奉シ以テ全局ノ平衡ヲ保持シ以テ各部ノ統一ヲ得セシムヘシ此レ乃皇宗簡實ノ政親裁ノ体制ニシテ立憲ノ義亦是ニ外ナラス此ノ如クニシテ綱紀振張シ各部宰臣均シク其責ニ任シ用ヲ節シ實ヲ務メ以テ立國ノ目的ヲ達スルヲ得ハ天下ト之ヲ公ニスヘク宇內各邦ト之ヲ競フヘク陛下

下中興ノ大業始メテ成緒ヲ終ヘ微臣犬馬ノ勞亦與カリ
テ余榮アラシク若其人ニ至テハ必 陛下ノ聖鑑ニ由リ大
局ニ明達シ時務ニ精鍊ナル者ヲ得テ以テ之ヲ任スヘシ
而シテ中外多端ノ機務ニ當ルカ如キハ實ニ臣カ堪フル
所ニ非サルナリ伏シテ願クハ 陛下臣カ誠ヲ察シ今ノ
時ニ及テ内閣ノ組織ヲ改メ併セテ臣カ職ヲ解キ臣ヲシ
テ獎順贊襄ノ微忠ニ負カサラシメハ獨臣カ幸ノミニ非
ルナリ言非常ナルカ如クニシテ實ニ時宜ノ已ムコトヲ
得サルニ出ツ惟タ 陛下之ヲ斷シ玉ヘ謹奏

伊藤總理各地方長官に訓令せる三項

維新以來内治外政百端織ルカ如シ而シテ一ニ皆國本ヲ

鞏固ニシ國權ヲ振起シ人民ノ幸福ヲ進メ永遠ノ基業ヲ
建立シ後世ニ繼クヘキノ遺緒ヲ貽サントスルヲ以テ日
的トシ以テ一定ノ進路ヲ取ルニ非ルハナシ是我 天皇
陛下ノ夙夜ニ聖慮ヲ焦勞シ中外ノ臣僚ヲシテ奉體服膺
シテ二三ナキヲ期シ以テ今日ニ至ラシメシ所ナリ
願ルニ八年四月始メテ漸次立憲政体ヲ建ツルノ詔旨ヲ
發セラレ元老院及大審院ヲ設ク十二年ニ始メテ府縣會
ヲ開ク十四年十月ノ詔二十三年ヲ期シ議會ヲ開クノ旨
ヲ宣言ス十八年十二月官制ヲ定ム此皆廟謨一定シ漸チ
以テ歩ヲ進メ以テ全局ノ成果ヲ期スル者ナリ今ヤ聖意
乾健積久愈々堅ク中興ノ業今日ニ在テ實ニ幽ヲ造ルノ

一簣ニ虧ク可ラサルノ時ニ當レリ而シテ民間或ハ皇猷ノ在ル所ヲ詳ニセス地方土民危疑ノ念ノ爲ニ其方嚮ヲ誤ル如キユトアラハ大業ノ累ヲ貽スモ亦少小ナリトセス茲ニ敬テ聖意ヲ奉シ明ニ各員ニ告ルニ内外政圖ノ標準ヲ以テシ並ニ各員ノ爲ニ施政ノ針路ヲ指示セントス

第一 我カ立憲政体ノ大義ハ將ニ立國ノ源ニ基キ祖宗ノ遺訓ニ遵由シ時ノ宜ヲ酌ミ臣民ノ權利ヲ優重シテ其公議ヲ伸暢セントス蓋シ皆聖明ノ親ク裁酌ヲ降シ以テ一國臣民ニ惠陽スル所タラサルハナシ今祖宗以來國体ノ尊嚴ナルト八年四月及十四年十月ノ聖詔トテ欽仰セハ蓋シ他議ヲ待タスシテ其要領ヲ得ルニ難カラサルヘ

シ惟フニ各國ニ在テ各其沿革ノ事蹟ニ由テ取ル所ノ軌轍相同シカラス從テ各種ノ主義互ニ流派ヲ別テ未ダ歸一スル所アラス學說ヲ講スル者モ亦各々意見ヲ持シ敷衍皇張シテ互ニ相讓歩セス皆一ノ理趣意象アツテ以テ世人ノ視聽ヲ聳動スルニ足ラサルハナシ而シテ其間理論相投スルノ徒漸クニ團結ヲ爲シ互ニ相衝磨スルノ現象ヲ呈スルヲ免レサレハ此モ亦各國往々見ル所ノ情勢ナリ抑我カ國ニ於テ上 祖宗ノ神器ヲ永遠不侵ノ地ニ置キ皇室ノ乾綱ヲ維持シ下臣民ニ向テ代議ノ權利ヲ附與セントスルハ是 神祖以來國体ノ大事ニシテ皇家繼述ノ宏謨ニ係ル而シテ臣民何人カ敢テ之ヲ私議スル

「テ」ヲ得ンヤ今ノ時ニ當リ憲法發布ノ前或ハ後ニ於テ敢テ憲法ノ親裁ヲ異議スルモノアラハ斷シテ言論集會及請願ノ自由ノ範圍ノ外ニ出ル者トシ若シ或ハ此ヲ以テ名トシテ暴動ヲ謀リ又ハ教唆スルモノアラハ治安ヲ維持スルカ爲ニ臨機必要ナル處分ヲ施スヘシ

第二 行政ノ事ハ社會ノ進歩ト俱ニ相併行セサル「テ」ヲ得ス維新ノ後封建ノ制度ト共ニ社會ノ景況ヲ一變シ凡ソ人民生活ノ狀態諸般ノ作業ハ總テ皆更新ノ途轍ニ就キ暇々トシテ方ニ進路ノ中間ニアリ其舊ヲ改メテ新ニ就クノ際往々停滯シテ疏通セサル者アリ兩々元素互ニ相衝突シテ混和ヲ妨クル者アリ而シテ之ヲ監督シ之ヲ

保護シ其方嚮ヲ指示シテ徐々ニ其結果ヲ收局セントス此乃テ行政ノ事今日ニ在テ非常ノ盤錯ト艱難トヲ見ルノ已ムヲ得サル所以ニシテ而シテ亦方ニ進行ノ中途ニアルモノナリ

此時ニ當テ行政ノ責ニ當ル者ハ確實ト永久トヲ以テ目前ノ近功ヲ貪ラス人民ト俱ニ敢爲勉強忍耐ノ氣風ヲ振作シ其幸福昌榮ヲ進メ完全獨立不羈不侵ノ國民タルノ能力ヲ宇内ニ證明シ永遠強盛ナル帝國ノ榮譽ヲ後世ニ貽サン「テ」ヲ務ムルノ外豈他アラシヤ而シテ凡ソ行政ノ事務教育ナリ勸業ナリ土木ナリ經濟ナリ地方自治ノ制ナリ諸般ノ營爲ハ總テ皆此一方ニ向ヒテ其目的ヲ取り

直線前任スルニ外ナラス此皆我廟猷一定ノ規模ニシテ先覺諸臣ノ聖意ヲ遵守シ其心力ヲ盡シテ經營措畫シ以テ今日ニ貽シテ終局ノ責ニ當ラシムル所ナリ今ニ於テ若シ一時政論ノ紛擾ニ因リ人民ノ心志ヲ動搖スルカ爲ニ或ハ地方ノ事業ヲ弛廢シ二十年經畫ノ行政ヲシテ萎靡敗壞ニ歸セシムルヲ免レサルカ如キトアラハ我國民前途ノ運命ヲ何ノ地ニ置カントスル乎各員ハ實ニ直接ニ牧民ノ任ニ當ルモノナリ最モ宜ク意ヲ加ヘテ綏撫ノ道ヲ怠ラサルヘシ方今國運進歩ノ時ニ當リ内外ノ事百般併セ興シ殊ニ陸海軍務ニ至テハ立國自營ノ道ニ於テ無事ノ時ヲ以テ之ヲ一日ノ緩慢ニ付ス可ラス願ミテ

之ヲ宇内ノ大局ト國家ノ長計トニ問フキハ我カ國民ハ重荷ヲ負擔シ重苦ヲ忍耐シテ以テ現在及未來ノ爲ニ國光ヲ維持スルヲ務メサルヲ得ス故ニ人民ヲシテ租稅及兵役ノ二大義務ヲ盡スヲ怠ラシメス以テ帝國忠愛ノ臣民タルコトヲ證明セシメ從テ支費益々精確ヲ務メ無用ヲ省キテ有用ニ就キ富源ヲ塞カスシテ以テ需要ノ急ニ應スルハ即我政府ノ取ランヲ願フノ針路ナリ各員宜ク此意ヲ体シテ人民ノ爲ニ正當ノ方嚮ヲ指揮スルヲ誤ラサルヘク亦宜ク意ヲ加ヘテ休養ノ道ヲ侵害セサルヲ務ムヘキナリ

第三 四年岩倉大使ヲ派遣セラレシ以來我條約改正ノ

目的ハ一定シテ動カス屢々時機ヲ以テ結果ヲ得ンヲ
試ミタリ曩ニ訂盟各國ト各々委員ヲ命シ商議セシモ未
タ局ヲ結フニ至ラスシテ我政府ヨリ延期ヲ宣告シタル
ハ不幸ニシテ彼我所見未タ一致ノ點ニ歸セサル者アル
ニヨル蓋條約ノ事ハ國ノ内外ニ於テ重要ノ關係ヲ有ス
ルヲ以テ政府ハ之ヲ反覆慎重シ以テ將來國運ノ爲ニ追
フ可ラサルノ悔ヲ遺スユトヲ避ケサル可ラス但現行治
外法權ノ約款ヲ改メテ新ニ列國ノ間ニ平衡ノ交際ヲ締
ヒ彼我ノ便益ヲ増進セントスルノ目的ニ至テハ儼ホ一
定不變ノ軌道ヲ執リ而シテ將來之ヲ遂行セントスルハ
偏ニ我國內治法律ノ進歩完成ニ依頼セサルヲ得ス此即

前後緩急ノ間操縱宜キニ從フノ已ムヲ得サルニ出ツル
モノナリ若シ乃チ外交ノ事ヲ以テ之ヲ人民ノ公議ニ付
セントスルノ說アルニ至テハ凡ソ立憲王國ニ於テ斷シ
テ取ラサル所ナリ蓋兵馬及ヒ交際ノ大權ハ皆 帝王ノ
躬親ヲ總攬スル所ニシテ或ル場合ヲ除クノ外肯テ之ヲ
臣民ノ公議ニ謀ルモノニアラス若シ宣戰講和盟約ノ權
ヲ舉テ之ヲ公議ニ委ヌルカ如キヲアラハ 帝王主權ノ
存スル所果シテ何クニカ在ル此即我國立權ノ主義ニ於
テ斷シテ之ヲ拒否セサルヲ得ス此モ亦各員ノ宜ク之
ヲ体知シテ人民ノ爲ニ方嚮ヲ指示スヘキ所ナリ
其他政府ハ總テ聖詔ニ欽遵シ凡ソ立權設備ノ要務ニ屬

スルモノハ逐次舉行スルヲ怠ラス百般ノ事益々整肅
着實ノ道ニ就キ以テ行政ノ機關ヲシテ弛緩敗壞ノ弊失
ナカラシメンヲ期セントス各員ニ在テモ亦必ス 聖
明ノ盛旨ヲ奉體シ從前既定ノ針路ヲ誤ラス始アリ終
アリ以テ分憂ノ責ニ對ヘ以テ中興ノ大業ヲ垂成ノ際ニ翼
賛スルノ光榮ヲ完クスルコトヲ怠ラサルヘシ

憲法頒布に就ての勅諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛ス
ル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ
臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達
セシムムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ

進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日
ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示
シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循
行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ 祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ
傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循
ヒ之ヲ行フコトヲ愆ヲサルヘシ朕ハ我が臣民ノ權利及
財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範
圍内ニ於テ其享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス
帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ
時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜
 ナ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ
 之ヲ議會ニ附シ議會ハ此憲法ニ定メタル要件ニ依リ此
 ナ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ム
 ルコトヲ得サルヘシ
 朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ
 任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此憲法ニ對シ永遠ニ
 從順ノ義務ヲ負フヘシ

原道

博ク愛スル之ヲ仁ト謂ヒ行ヒテ之ヲ宜クスル之ヲ義ト
 謂ヒ是ニ由テ之ク之ヲ道ト謂ヒ已ニ足リテ外ニ待ツ無

キ之ヲ德ト謂フ仁ト義トハ定名タリ道ト德トハ虛位タ
 リ故ニ道ニ君子小人アリ德ニ凶アリ吉アリ老子ノ仁義
 ナ小トシ之ヲ非毀スルヤ其見ル者小ナレバナリ井ニ坐
 シテ天ヲ觀天ヲ小ト曰フ者ハ天ノ小ナルニ非サルナリ
 彼レ煦々ヲ以テ仁ト爲シ子々ヲ義ト爲ス其之ヲ小ナリ
 トスルヤ亦宜ナリ其所謂道トハ其道トスル所ヲ道トス
 吾ノ所謂道ニハ非サルナリ其所謂德トハ其德トスル所
 ナ德トス吾ノ所謂德ニハ非ルナリ凡吾ノ所謂道德ト云
 フ者ハ仁ト義トヲ合セテ之ヲ言フナリ天下ノ公言ナリ
 老子ノ所謂道德ト云フ者ハ仁ト義トヲ去リテ之ヲ言フ
 ナリ一人ノ私言ナリ周道衰ヘ孔子沒シ秦ニ火アリ漢ニ

黃老アリ晋魏梁隋ノ間ニ佛アリ其道德仁義ヲ言フ者楊ニ入ラサレハ則チ墨ニ入り老ニ入ラサレハ則チ佛ニ入ル彼ニ入レハ必此ヲ出テ入ル者ハ之ヲ主トシ出ツル者ハ之ヲ奴トス入ル者ハ之ニ附キ出ル者ハ之ヲ汙トス噫後ノ人其仁義道德ノ說ヲ聞カント欲スル孰ニ從テカ之ヲ聽カン老者ハ曰ク孔子ハ吾師ノ弟子ナリ佛者ハ曰ク孔子ハ吾師ノ弟子ナリト孔子ヲ爲ス者其說ヲ習聞シ其誕ヲ樂ンテ自小トシ亦曰ク吾師モ亦嘗之ヲ師トスト惟之ヲ其口ニ舉クルノミナラズ又之ヲ其書ニ筆ス噫後ノ人仁義道德ノ說ヲ聞カント欲スト雖其レ孰ニ從テカ之ヲ求メン甚キカナ人ノ怪ヲ好ムヤ其端ヲ求メズ其末ヲ

訊ハズ惟怪ヲユレ聞カント欲ス古ノ民タル者四今ノ民タル者六古ノ教フル者其一ニ居ル今ノ教フル者其三ニ處ル農ノ家一而シテ粟ヲ食ムノ家六工ノ家一而シテ器ヲ用井ルノ家六賈ノ家一而シテ焉ニ資スルノ家六イカデカ民窮シ且盜マザラン古ノ時人ノ害多シ聖人トイフ者立ツアリ然ル後之ニ教フルニ相生養スルノ道ヲ以テシ之カ君トナリ之カ師トナリ其蟲蛇禽獸ヲ驅リテ之中土ニ處ラシメ寒ウシテ然ル後之カ衣ヲ爲リ餓エテ然ル後之カ食ヲ爲リ木處シテ顛シ土處シテ病ム然ル後之カ宮室ヲ爲リ之カ工ヲ爲シ以テ其器用ヲ贍シ之カ賈ヲ爲シ以テ其有無ヲ通シ之カ醫藥ヲ爲シ以テ其夭死ヲ濟

ヒ之カ葬埋祭祀ヲ爲シ以テ其恩愛ヲ長シ之カ禮ヲ爲シ以テ其先後ヲ次デ之カ樂ヲ爲シ以テ其湮鬱ヲ宣ベ之カ政ヲ爲シ以テ其怠勸ヲ率井之カ刑ヲ爲シ以テ其強梗ヲ鋤キ相欺クヤ之カ符璽斗斛權衡ヲ爲シ以テ之ヲ信シ相奪フヤ之カ城郭甲兵ヲ爲シ以テ之ヲ守リ害至ツテ之カ備ヲ爲シ患生リテ之カ防ヲ爲ス今其言ニ曰ク聖人死セズンバ大盜止マズ斗ヲ割キ衡ヲ折リテ民爭ハズト嗚呼其レ亦思ハサルノミ古ノ聖人無カリセバ人類ノ滅スルヤ久シカリケン何ゾヤ羽毛鱗介ノ以テ寒熱ニ居ル無キナリ爪牙ノ以テ食ヲ爭フ無キナリ是故ニ君ハ令ヲ出ス者ナリ臣ハ君ノ令ヲ行ヒテ之ヲ民ニ致ス者ナリ民ハ粟

米麻絲ヲ出タシ器皿ヲ作り貨財ヲ通シ以テ其上ニ事フル者ナリ君令ヲ出サ、レハ則チ其君タル所以ヲ失フ臣君ノ令ヲ行ヒテ之ヲ民ニ致サ、レハ則チ其臣タル所以ヲ失フ民粟米麻絲ヲ出タシ器皿ヲ作り貨財ヲ通シ以テ其上ニ事ヘサレハ則チ誅セラル今其法ニ曰ク必ス而ノ君臣ヲ棄テ而ノ父子ヲ去リ而ノ相生養スルノ道ヲ禁シ以テ其所謂清淨寂滅ナル者ヲ求メヨト嗚呼其レ亦幸ニシテ三代ノ後ニ出テ禹湯文武周公孔子ニ黜ケラレズ其レ亦不幸ニシテ三代ノ前ニ出テ禹湯文武周公孔子ニ正サレズ帝ノ王ニ於ケル其號各殊ナレトモ其聖タル所以ハ一ナリ夏ハ葛シテ冬ハ裘シ渴スレハ飲ミ饑レハ食フ

其事異ナレトモ其智タル所以ハ一ナリ今其言ニ曰ク曷
 ヅ太古ノ無事ヲ爲サ、ルト是亦冬ノ裘スル者ヲ責メテ
 曰ク曷ソ之ニ葛スルノ易キヲ爲サ、ル饑ウルノ食フ者
 ナ責メテ曰ク曷ソ之ニ飲ムノ易キヲ爲サ、ルト傳ニ曰
 ク古ノ明德ヲ天下ニ明ニセント欲スルモノハ先ツ其國
 ナ治ム其國ヲ治メント欲スル者ハ先ツ其家ヲ齊フ其家
 ナ齊ヘント欲スル者ハ先ツ其身ヲ修ム其身ヲ修メント
 欲スル者ハ先ツ其心ヲ正クス其心ヲ正クセント欲スル
 者ハ其意ヲ誠ニスト然ラハ則古ノ所謂心ヲ正クシテ意
 ナ誠ニスル者ハ將ニ以テ爲ス有ラントスルナリ今ヤ其
 心ヲ治メント欲シテ天下國家ナ外ニシ其天常ヲ滅シ子

トシテ其父ヲ父トセス臣トシテ其君ヲ君トセス民トシ
 テ其事ヲ事トセズ孔子ノ春秋ヲ作ルヤ諸侯夷禮ヲ用
 レハ則チ之ヲ夷ニシ中國ニ進メハ則チ之ヲ中國ニス經
 ニ曰ク夷狄ノ君アル諸夏ノ亡キニ如カズト詩ニ曰ク戎
 狄是膺チ荆舒是懲ラスト今ヤ夷狄ノ法ヲ舉ケテ之ヲ先
 王ノ教ノ上ニ加フ幾何カ其レ胥テ夷タラサランヤ夫所
 謂先王ノ教トハ何ソヤ博ク愛スル之ヲ仁ト謂ヒ行テ之
 ナ宜クスル之ヲ義ト謂ヒ是ニ由テ之ク之ヲ道ト謂ヒ已
 ニ足リテ外ニ待ツ無キ之ヲ徳ト謂フ其文ハ詩書易春秋
 其法ハ禮樂刑政其民ハ士農工賈其位ハ君臣父子師友賓
 主昆弟夫婦其服ハ麻絲其居ハ宮室其食ハ粟米蔬果魚肉

其道タル明ニシ易ク其教タル行ヒ易シ是故ニ之ヲ以テ
 已ヲ爲ムレハ則チ順ニシテ祥之ヲ以テ人ヲ爲ムレハ則
 チ愛ニシテ公之ヲ以テ心ヲ爲ムレハ則チ和ニシテ平之
 ナ以テ天下國家ヲ爲ムレハ處ル所トシテ當ラサルナシ
 是故ニ生キテ則チ其情ヲ得死シテハ則チ其常ヲ盡クシ
 郊シテ天神假リ廟シテ人鬼饗ク曰ク斯道ヤ何ノ道ソヤ
 曰ク斯レ吾ノ所謂道ナリ向ノ所謂老ト佛トノ道ニ非サ
 ルナリ堯是ヲ以テ舜ニ傳ヘ舜是ヲ以テ之ヲ禹ニ傳ヘ禹
 是ヲ以テ之ヲ湯ニ傳ヘ湯是ヲ以テ之ヲ文武周公ニ傳ヘ
 文武周公之ヲ孔子ニ傳ヘ孔子之ヲ孟軻ニ傳フ軻ノ死ス
 ル其傳ヲ得ズ荀ト楊トハ擇テ精シカラズ語リテ詳ナラ

ズ周公ヨリ而上ハ上ニシテ君タリ故ニ其事行ハル周公
 ヨリ而下ハ下ニシテ臣タリ故ニ其説長シ然ラハ則チ之ヲ
 如何シテ可ナルカ曰ク塞カズンバ流レズ止メズンバ行
 ハレズ其人ヲ人ニシ其書ヲ火キ其居ヲ廬ニシ先王ノ道
 ナ明ニシ以テ之ヲ道ビキ鰥寡孤獨廢疾ノ者養フアラン
 カ其レ亦其可ナルニ庶カラシ

誠ごいふ説

一勺の水を海に入れて海の水増したりごいはんは愚な
 りまさすごいふは妄なり水をくはふる所は我にして増
 すご増さゝるごは我にあらず我にあらざる物はごひて
 其の辨を求めずして可なり我に在る處のまごをつく

す是君子の道なり誠とはうそをいはざる事このみ心得たらんは愚なる事なりある人司馬溫公に誠にいる方を問ひければ妄語せざるより入るこいひきこそ成程妄に語らずうそをいはぬより誠の道には入るなれども虚言をいはぬを誠とはいはぬなりいつはりをいはぬに對する信は小し偽なきに對する誠は大なり罌粟の子煙草の實は至りて小きものなり地におこせば目にもかゝらぬ様なれども内に一つの誠こいふ物ありて奪ふべからず隠すべからず味すべからず覆ふべからずその時いたるに及びては芽を出だし葉を生じ花を開き實を結ぶその子を水に腐らし火にやきて芽を出ださずこいふはその

子の尤ならむや是によりて物の子を實こいふは實は則誠なり一つも誠ならざるもの有りて腐れたるものは生ぜき痛みたるは苗瘁く人の誠も尙かくの如し昔衛の靈公こいふ君夜夫人南子と共に坐し給ひけるに遙かに車の轟く聲しけるが闕下にして聲なく闕下を過ぎて又鳴りけり靈公誰なるべきかこ南子に問ひ給ひければ是は蘧伯玉なるべし禮に下公門式路馬こいふ事あり忠臣こ孝子こは不爲昭々信節不爲冥々惰行こいへり蘧伯玉は衛の賢人なり夜なればこて禮を廢せじこ云ひける靈公人を使はして見せけるに果して伯玉にて有りける人しるまじこて欺くは妄なり四知こいひて人しら

きこおもひても天しる地しる神しる吾しるいかでかお
ほひかくすべきたこへば一升の米日々に二三十粒をこ
らんも措かんも知れざるべし然れども久しくおく時は
まじこる時はへる草木も朝みしいろも暮にみる色もき
のふみしもけふみるもさしてかはらぬ様なれども誠こ
いふものすこしの間斷なき故にいつ太るこもなければ
も次第にふこるものなり人の見ぬ間こて間斷あらば草
木もおもふまゝにはのびもせまじ深き谷の蘭も遙かな
る山の紅葉も人なしこてもよく薫りうつくしく照れば
こそ人至りたるこきも香きよく色麗はしけれ人の至る
を待ちて香をはなち色を出ださんこせは筈にあふ事あ

るべからず常々心にかけて帚灑したらん坐席こ俄かに
蜘蛛の圍こり柱ふきたらんはいかでか見まがふべき人平
生をたしなまぎしてその期に臨み偽に文らん誠の俄掃
除なるべし如見其肺肝こて人欺くべからず我が心を欺
くなり (梅園叢書)

仁は心のいのち

心の仁あるは人の元氣あるが如し人の元氣は脈にあら
はる心の元氣は愛にあらはる脈のかよひ絶ゆれば人死
ぬるがごこく愛の理ほろふれば心死ぬる程に仁は心の
いのちこも申すべし夫心は活物なるにより人に情あり
物の哀をしりて常にいきたる物ぞかしよりて父母を見

ては自然に親愛し親愛せざるに忍びず君長を見ては自然に尊敬し尊敬せざるに忍びず齒德を見ては自然に遜讓し遜讓せざるに忍びず義を聞きては必感ずることをしり不義を聞きては必耻づることをしるもし情なく哀をしらば其の心頑然として鬼畜木石のごとく痛さ痒さもしらばなりなん何をもて自愛し何をもて恭敬せん義を聞きて感ずるとなく不義を聞きても耻づる事なかるべし是をもていふに仁義禮智いづれも心の徳にして各其の理わかるれども其の本源は仁に外ならば人として不仁なれば義も禮も智も其のさまあり其の用ありといへど所詮内より生ぜねば眞の徳にあらば公の理にあ

らばこの故に仁に心の徳といひて外に徳をいはば仁に愛の理といひて外に理をいはすそのいはざる所にふかき意ありと知るべしそれにつきて一の物語こそあれ相州北條の幕下佐野の城主天徳寺は豪健の勇將なりしがある時琵琶法師を招きて平家を語らせて聞きけるにいまだ語らぬ先に琵琶法師にいひけるは某はただあはれなることをきゝ度こそあれ其の意得して語り候へといへば法師心得候ふとて佐々木四郎高綱が宇治川の先陣を語りけるに天徳寺あはれがりて雨しづくを流しけりさて今一曲前のごとくあはれなることをきゝ度といへば那須與市宗高が扇の的を語りけるに平家半より天徳

寺また落涙數行に及び後日に家臣の輩に過ぎし日の平家はいかがきゝつるごいふに家臣ごも尤おもしろきことにて候ふ但我等ごもひごつ意得ぬ事こそ候へ前後二曲ごもに勇列なる事にてあはれなるかたはすごしも候はぬに君には御感涙に咽ばれて候ふ是はいかゝのごにて候ふにか今に不審なるごにいつれも申しあひ候ふごいへば天徳寺おごろきて只今までは各を頼もしく思ひしが今の一言にてきてくゝ力をおごして候ふ先佐々木が先陣をよく合點して見られ候へ頼朝舍弟の蒲冠者にも賜はず寵臣の梶原にもたまはぬ生唆を高綱に賜ふにあらすやされば其の甲斐もなく此の馬にて宇治

川を先陣せきして人に先をこされなば必討死してふたゝび歸るまじご頼朝にいごまごひして出でける其の志を察して見られよあはれならぬごかはごてしばゝ涙を拭ひつゝしばしありていひけるは又那須與市も大勢の中より撰はれて只一騎陣頭に出でしより馬を海中に乗り入れて的にむかふに至るまで源平兩家鳴をしづめて是を見物するにもし射損じなばみかたの名折たるべし馬上にて腹かき切りて海に入らんご覺悟したる心を察してみられ候へ武士の道ほごあはれなるものは候はず某は毎に戰場に臨みては高綱宗高が心にて槍を取り候ふ故右の平家を聞く時も兩人の心を思ひやりて落

涙にたへざりきしかるに各にはあはれになかりきと申さるゝにつきて思ふに各の武邊はたゞ一旦の勇氣にまかせて眞實より出づるにはなきにやと思はれ候ふそれにては頼もしからすこそ候へご云ひしかは諸臣皆迷惑して辭なかりきとなり是天徳寺が武邊は涙より出づれはもごより仁者にはあらねご武の一筋に仁は根ざして惻隱の心より發するにあらずや然るに武は殺獲のことにて手あらしき道なれはいはゞ仁ごは黑白のたかひあるやうなれごも仁より出でされは眞の武にあらず況其の餘の事は猶以て知るべしされは忠孝も禮義も文道も武道も内より油然ごして潤ひわたりて發するにあざれ

ば眞のものにあらず是則前にいひし人に情あり物の哀をしる心なりすべて諸の言行ごもに義理に當りては悉く忍びざる心より出で、天徳寺が涙をこぼすやうにだにあれば是心徳の全きなり仁者ごいはんに何の疑かあるべき(駿臺雜話)

霧島山に登る記

橘 南 谿

海陸二日路をへて霧島山に入り數十町のぼりて霧島の宮居の前に着く二神垂跡の地なれば宮居今にいたりて殊に美美しくこの近國にての大社なり伏し拜みて黄昏に及びぬれば傍の山下坊ごいふ坊に宿すこの坊にて先達の案内者を宵の間にごこひ翌朝夜の間より登山す雜

樹生ひしげり日かげだに洩れざるほどの山をしかごし
たる道筋も見えざるにただ案内者のあごに従ひひたの
ぼりに登るその間奇樹異草名も知らず目なれぬものい
ご多しこは南方暖氣の山なれば生ふる草の品類も多き
なるべし概して草木の種類は北國の山なごよりも格別
に多しかくの如き所五十町をのぼりつくせばそれより
上は樹木一本もなしただ芝の如き草のみ生ひたりそこ
に至れば四方豁達さうちはれ薩隅日の三州一望の中に
いりて衆山は波濤のごごく大海は青疊を敷きたるがご
ごし中に櫻じま山突ごして秀でさながら盆石をおきた
るが如くその頂より白き煙四時に立ちのぼるは恰も香

爐などのやうなり景色無雙筆につくしがたしさて又草
ばかりの山をのぼるごご更に五十町にしてそれより上
は草もなくただ粟ほごの焼石ばかりなるが山はますま
す急峻なり次第に登るにしたがひて天地のけしきやや
變じ不時に下の方より雨そそぎ來り或は風横さまに吹
き來りて又眺望のいごまなしそれより二十町も登りて
馬の脊越ごいふ所にいたるごは又の名を御鉢めぐりご
もいふ所なりこの所はのぼらずして平にゆくごいへご
も左右皆谷にて劔の刃の上をゆくがごごく足のふむご
ころ纔に馬のせな程なれば馬の脊越ごいふなり足を
はこべば粟の如くなる焼石左右の谷へなだれ落つその

行くところの狭きを知るべしさて左の方は萬仞の谷にて底は雲にて眼及はず右の谷はふかさ三四町或は五六町にて谷にみちて猛火燃えあがるこの馬の脊越にかかりて後は只何さなく震動して地軸只今くだけ折れてこの山微塵に成るべきやうに覺ゆまた腥くえもいはぬ氣ふき來り或は墨の如くなる雲うつまき來り同行のものさへも一向にかくるることあり或は前後左右に異形の雲煙あらはれ鬼神の如く佛神の如きこともあり或は足もこより虹たちのぼり豎横になびきて織りなせるがごとくなることもありまた天地ともに金色になることもありその外奇怪ふしぎなかないふもおろかなり靜に

これを考ふるにこれ皆谷一面の猛火によりて又陰氣もあつまり來り火の上に雨そそぎ雲霧覆ふがゆるに水火相激して震動雷電し又水火蒸蒸によりて種種の形みゆるなり又硫黄焰硝の氣あるうへそれに水をそそぎたるゆる種種の匂もいづるなり折折一陣の烈風ふきくることありこのときは先達教へて急にうつ臥に倒れ伏さしむはらばひにならざれば風のためにこの身をさられて猛火のうちに舞ひ落つるなり折節は風のために取らるるものあるゆるにこの山にては紛失する人多しといふなり予も殊にこの風を恐れて少しの風にも急にうつぶしになり地に取り付きて風に放たれざるやうにせりし

ばしにて又急に風もやみ空はるることもあるなり須臾の變幻定りあることなしこの所にかかりしよりさしも勇氣の若者も大に恐れ足戦きて立つことあたはずされど先達と前後より介抱していろいろと耻ぢしめしはしが程は引き行きしかど後には目見えす顔色變ぜしかばいかにさもしがたく殆ど迷惑に及びしに先達いふやうけふは山も格別にあらし殊にかかる人引具し行かむこといかにも叶ふべからず登山もこれまでなりこれより下山すべしといへば力及ばず本意なくもそれより下る終に十町ばかりを下れば天氣晴朗にして風おもむろに四方の眺望はじめのごとししばらく休息して焼飯など

食し心を鎮めしかば若者もけしき常の如くにしてさきにはいかにしてかばかりはおそろしかりつるにかと三人うち笑ふ程なりわれつくづく思ふにかかる事のありて妨げにもなるべからむとて凡庸の人を同道せざりしなり然るに今若者がために予までも絶頂をきはめずしてこれより下山せむこと生涯の遺憾なるべし何ぞぞして一人なりとも登りたきものをとおもひめぐらして先達にこれより絶頂までは道の程いかほごあるかと問ふに馬の脊越の長さ八町それを過ぎて急に登るころ十町ばかりもやあらむといふさらば纒の道なり紛れ道やあると問ふに兩方谷なれば紛るべき道なしと答ふさら

ばあまり残念なれば予は獨歩して絶頂に登るべしこの所に若者を守り居てわが下り來るを待ちくれよとてごむるをも聞かて再び登るに前の馬の脊越に至れば天地たちまち變じてまたはじめのごとし先達がをしへに任せ折折はうつぶしになりて風をさけ千辛萬苦して馬の脊越八町が間走りぬけたるに先達かいひし如くそれよりは眞直に登る所ありこの所にいたれば天地また常の如くにして奇怪なしただ息をかぎりに登る程に遂に絶頂にいたれり絶頂は尖りて纔の地面に天の逆鋒ありそを見つけたる時のうれしさ何にかたこへむ逆鋒のありさま全體は唐金の如くに見ゆれども風雨にさらせる

ものなれば青く錆びてしかさは知れがたも長さ一丈餘ばかりふさき大なる竹程にてさかさまに地中に立ちその石突の端の所に南面に鬼面のごさきもの見ゆこれ風雨にさらされたれば鼻目しかさは見がたし土中に入りたる先の方は何程深く入りたるか知るべからず只絶頂にこの鋒一本のみにて外に堂宇等のごさきもの一つもなししばらくこの絶頂に徘徊するに天氣晴朗にして四方目の及ぶかぎり見え渡りその心地よきこそ今に忘れ難しされごもかかる所は久しく留るべきにあらざればいそぎ下りたるに馬の脊越にいたれば猶前のごさく天地晦冥にして怪異はなほだし悉く筆に盡すべきにあら

ず殊に山上の有様は人間に洩さざる山法なり恙なく馬の脊越をこえてひた下りに下るに遙の下に先達若者かすかに見えて大き豆のごとし嬉しくていそぐほごに下るはなしにすべり落ちて須臾の間に二人の前に着きぬ恙なかりしごをのみごもに悦びその夜くれ過ぐる頃宮居の傍の坊にかへりぬ (西遊記)

尙武の風

久米幹文

國を守り世をしづむるものは武にこそありけれかの神代の昔に天祖の皇孫に天位の御璽として草薙劍を賜へるも武を旨とせよこの神慮なりけりされば代代の天皇この御心を忘れ給はず叛者あれば自ら兵を帥ゐて討た

せ給ひ或は皇后皇子をして討たしめ給ふ故に大臣大連も皆この心を勵して仕へ奉らぬはなく武官文官の差別もなかりきさて大伴宿禰物部連の帥ゐつる八十伴のをのいよいよますますひろごりゆきてその將帥たるものは大伴氏の祖のをしへにいへるごごく山行かば草むす屍海行かば水づくかばね大君のへにこそ死なめのごには死なじご言あげしその兵士たるものは東人のいへるごごく額には矢はたつごもそびらには矢はたてじかへりみはせじご言だてつつ仕へ奉りけむさまはさまそご想ひやられぬ當時の兵士は事なき時はその國にありて農に桑にいそしめごも事ある時は弓やなくひを負ひ持

ちていづこまでも御軍に仕へ奉る故に兵と農との差別なく上はかこき天皇より下は賤き民くさに至るまで天の下悉く兵ならざるはなしこれわが國の古の體なりさるを孝徳帝の朝に隋唐の法をとりて制をたて給ひしより官は文と武を分ち兵部省を八省の内に置きて兵事を掌らしめ天下の壯丁を四つに分ちて一つを兵とし諸國に軍團を置きて京師の衛士に邊地の防人にさしわけて仕へ奉らしめたり兵は五人を伍とし伍二を火とし火五を隊とし隊二を旅とし旅十を團とし火ごごに馬六匹を畜へしめて騎射をよくするものを騎兵としその外を歩兵とし叛者あれば將軍副將軍を任じこれを帥る

て行きて伐たしめかへればその兵器を收めて兵庫に入れつつ勳位十二等を設けて功を賞するを常とせりことに舊き制かはりて兵と農とやわかれぬ兵士は僅に調庸を免ずるに過ぎずして別に恩給あるにあらねば頗るからき役なれども元來武になれたる風俗なれば利徳の有無を問はずして弓矢をおひ持ち太刀をはきて肥えたる馬にのらむことを好まざるものなかりしなりさて聖武帝の御時天下しばらく無事なりしかば天平十一年五月敕して三關の國又邊要なる陸奥出羽越後長門太宰府管内の國國のみはもこのままになしおきて諸國の兵士はごごむべしと宣り給へりされどもこの制は民

の心になはずして容易に行はれざりけむやがて桓武帝の延暦十一年五月二度赦して前の如く諸國の兵士を
ごごめよとおほせ給ひかつ韓國と蝦夷とに備ふる外は
いたづらなりとおぼして兵役にいたづく民をやすめ給
へりされども昔より久しく武を尙べる風俗は頓にかは
るべくもあらずまた弓馬になれたるもの今更に兵仗
をすて平民と肩をくらぶるをいかに快からず思ひけむ
又このころ朝廷の法令よろづ弛み日に月に驕奢のみま
さりて國用足らざる故に下等の官を賣りてつくなふ事
の出で來しかはさきに兵をごごめられし富める民は京
に争ひのぼりて衛府の官を買ひたりかかれは衛門兵衛

天下にみちたりさて名こそは兵衛衛門とはいへ身はそ
の國に住みてあらあらしく民ごもを凌ぐ故に國司法に
勤へて糺さむとすれば直に走りて京に入りあるは徒黨
を結びて國司をさへ脅すたくひ絶えざりければ三善清
行が封事に六軍の驅虎にあらずして諸國の豺狼なりこ
いへるなりたまたま叛者あれば源平二氏を大將に任じ
て家人を率ゐて討ち平げしめ又は二氏のおほえあるを
鎮守府將軍に任じて陸奥出羽を鎮めしめしかは諸國の
兵士みな二氏に屬せざるものなくみづから家人と稱し
てはちとせずその勢ますますいみじくやありけむ鳥羽
帝の御代に赦して天下の兵士の二氏につくをごごめ給

ひしかごもよにいふ隻手をもて堤のきれたる河水を支
 ふるに異ならず又ほごなく保元平治の亂起りしかは四
 方に兵士を募りて二氏をしてこれを帥ゐて戦はしむる
 にいたりては専ら兵權を三氏に委ねつるなり平氏が兵
 ご政ごを左右に握りて白河院をたしなめ奉りしかは院
 堪へがたくおもほして源氏の兵を召して平氏を討たし
 め給ひけるに平氏は亡びたれども大權の源氏に移りつ
 るもごごわりなり後鳥羽院はこれをうれたくおもほし
 て兵を召し集めて鎌倉を討たむごし給ひしに事破れて
 中中に大權は長く武人にぞ移りはてしかく昔よりさま
 さまにうつろひ來しごごのさまを思ふにこれただごご

にあらず古より武を専らご立てつる國がらなればこれ
 を尙ぶ心いや深くしてたやすくかはるべくもあらぬを
 あながちに隋唐ぶりの令制におしはめむごしたれども
 民の心になはざる故にうつりうつりて終に兵ご農ご
 わかれざりし時のもごのさまにかへれるなりおのづか
 らの勢ごいふべしさてこの勢をさごりて制をたつるに
 あらずば世をしずめ國を治むる事は難かるべくやあら
 む (水屋集)

吹上の瀆

諸國に吹上の瀆ごいふ所數多あり海風荒く遠淺の瀆に
 白砂を吹き上る地をいつかたにても吹上ごなづくるな

るべし

就中すぐれたるは薩州西南の瀆の吹上なりその海もこ
よりかぎりなき大洋にて風荒ければ白砂をうづ高く吹
き上げ又これを散らすゆるに其の砂の高低定まらず殊
に瀆長く數十里を一目に望むべき潔白の海上にて白砂
一點の塵もなく風景無双なり
此の吹上の瀆の蜚少女のよめるこてむかしより彼の地
に名高き和歌あり

吹上の松は眞砂に埋れて

老木ながらの小松原かな

これは三藐院殿の坊の津に左遷ましくて暫く滞留お

はせしとき此の和歌きこし召して感ぜさせたまひきこ
もいひまたみづからよみて蜚少女なりこ宣ひきこもい
ひ傳ふ余も例のうかぶがまゝに

秋風の眞砂子が上に渡るなり

夕日うすづく吹上の瀆

こ口ずさみて過ぎつ

三藐院公の御假座はわづか暫くの間さきしに此の公
ましましたる餘風にや今もなほ此の國は和歌を好む人
も多くきこゆ

花にあかし紅葉にくらすをりくは

住まばやこ思ふ山ぞ多かる

と詠みしは近き頃曾山氏なる人のよみける歌ぞ余が如き諸國名勝の地に西もなく東もなく遊ぶ身はいつも此の歌思ひ出でて心當る景地のみ多し猶此の外にも耳に留る歌ごも多く聞こゆしかど旅の日の事繁くて忘れぬ誠に名公の餘風遠く残りし其のむかしこそゆかしけれ
(西遊記後編)

風俗の變遷

我が父は寛永の中頃に生れて八十八歳にて享保の中頃に終れり大猷院殿嚴有院殿の御世を歴て其の時のことを常に語りつれば我が幼きより聞きて耳に熟せり我は延寶の終の年に生れて常憲院殿の御世よりこの方はま

さしく此の身に歴つれば幼稚の時より今まで五十餘年のことをば目に見たり父の語り聞かせつること我がまのあたり見つる事々を思ひつゝくれば百年の世變歴々として目の前に在るが如し人ご物語するついでには昔の事ごもいひ出で、或は笑ひ或は歎き且はをさまれる御世に生れて干戈の苦をしらず安くいね靜かにおきて嘯き歌ひて暮らすことを悦びかつ事ありし時にあはずして猛虎も鼠となり寶劍も鉞となることをぞいきごほるかくて此の世の治まれること久しきに依りて上より下まで心ゆるみてひたすら歡樂のみをいごなむ故に舊きごごはをかしからずなりて新らしきごごをめづらし

ごもてはやすほごに人の詞身のさまより始めて衣服器
物屋づくりまで昔にかはりぬればまして人間種々の儀
式遊宴の樂など新らしきごごも年々に出で來て舊き
ごごはいつごなくすたればつ大方舊きごごにはよきご
ご多く新らしきごごにはよきごごすくなし風俗の移り
かはるごご目前に歴然たり其の中に昔ご今ご暑寒の如
くかはれるさへあやしごみるに冠を履にはき履を冠に
きるやうなる事あるこそ不思議なれ
つくづくご百年この方の風俗を思ひくらぶるに餘所の
ごごをばおいて江戸の風俗こそ殊に昔にかはりたれ我
が親しき者の中に慶長元和の頃生れたるもの男にも女

にも有りて寛永の頃を年の盛に經たりごいふ男は冬革
のうちかけ革の袴を美服ごして女は紫の革の襪子をは
くを能きけはひごせりご云ふ其の襪子は我が幼き時ま
でも残りて有りしなり婦女の帯は金襴を美麗の隈ごし
黒地に梅櫻松を所々に織り付けて是を鉢の木の帯ご名
付けて珍重しけり廣さ僅に鯨尺二寸ばかり紙を心ごし
て綿なご入るごごごなごし四月より八月まで婦女の禮服
に錦にて廣さ鯨尺の八分ばかりなるを後に結びてたる
ごごをつけ帯ご云ふ今のつけ帯は昔の常の帯よりも廣く
今の人に昔のごごを語ればそらごごご思ひてつゆ信ご
せず此等は我がまのあたりみたりごごにて詐にあらず

舊きと知りたる人あらば尋ね問ふべし都べて男女の衣服昔は極めて質素なりき男子も女子も十四五歳までは長き袖をきるに昔は鯨尺の一尺七八寸を極させしに貞享の比より二尺計になりそれより漸くますます長くなりて近比は二尺四五寸になりぬこ見ゆ婦女の帯も貞享元祿の比より漸く廣くなりて今は鯨尺にて八九寸におよべり綿を心こして袴の如し男の肩衣といふ物昔は麻の幅鯨尺の八寸計なりしに貞享元祿の比より幅一尺に及べり寛永の比までは婦女細き麻繩にて髪を束ねて其の上を黒き絹にて巻きしに其の後麻繩をやめて紙にてゆふ越前の國より粉紙にて元結紙と云ふものを造り出

だし海内の婦女みな是を用ふ夫より絹にて巻く事もやみぬこ我が父正しく是を見て語り聞かせたり今の人聞きては信させず凡男女の髪かたち我等が見及びてよりこの方も幾かはりかしつらん今は昔のかたものこらず昔の婦人は髪多く長きをたけにあまるなご云ひて譽めしに近比は髪少く短きをよしとする風俗になりて髪多き女は髻の内を或はきり或は剃りて少くす此の風俗は京の婦女より移り來たれり此のここに限らず都べて男女の風俗詞づかひ物の名まで近比は京に似たること多し京は公家の外工匠商左のみなれば人の心柔懦にて利にかしこく江戸は武家の都なればあづまうごの心粗暴

にて利にうごし然るに三十年この方は江戸の人京の風俗を學ぶ故に武士の心も昔にかはれり唯京の婦女の昔より豪衣するのみこそいまだ江戸にうつらね江戸の婦女の外に出づるに昔はきまゝにて黒き絹にて頭面をつゝみ目ばかりをあらはしけるが其の後綿にて頭面をつゝみしは我が二十あまり寶永のころまでしかなりき今はちひさき綿を頭上にいたゞきたるのみにて面をば打ちさらしはれやかなる顔にて道を行くさまおもはゆげにも見ぬず男は面をあらはすべきものなるに此の頃はあみがさの眉の上までかゝるをかぶるはめづらしからず胃の如くなる帽子をかぶりて面をかくすもあり常の

頭巾に覆面の如くなる物をつゞり付けて目ばかりをあらはして道を行くもあり昔の女の如し人目をしのぶ者の多くなりたるにやまた此の比の男は小袖の裏を紅にし或は紅のはだ絹を袖口ながにして腕をまごふばかりにひらめかすもの多く見ゆ女はかへりて縹の白き裏なごをきるめり此等は男女所を易ふと云ふべし又昔は士君子こそ學問し歌よみ詩を作り連歌し或は管絃を玩びすまし下れる品なれども琵琶を弾じて平家物語し筑紫箏幸の舞などを習ひて樂しみあへりけれ
三線を鳴らし淨瑠璃を語ることは唯市井の賤しきものゝみなりきそれだに大方人にかくしてしのびしのびに

習ひしぞかし今は工人商賈の中にてや、富めるものは
學問し詩歌管絃を玩び少し下れる品なれども猿樂など
を習ひて樂しみこして淨瑠璃三線などをば近付けぬ類
あり士君子反りてよき樂をしらずひたすら淨瑠璃三線
を好みてはれやかなる所にておめず憚らず賤しき所作
をして人の玩こなる薄祿の士のみにあらず諸侯貴人に
もこの類おほしきけりこれをも冠履處をかふこ
云ふべし是のみにあらず今諸侯貴人の道を往くさま昔
にくらぶれば殊の外にをこがまし少しの所領にて從者
の數もさのみに多からぬを廣く長く並べつゝけて人の
妨さなるをかへりみす臂をふり足をふみならしていか

めしくあたりをはらふ見るもうるさく片腹いたく覺ゆ
傍若無人これに過ぐるここやある凡君子は溫恭にして
萬穩便なるこそたふさけれ萬人通行すべき都の大路を
何ぞわれ獨の道と思ひていかめしくふるまふべきかへ
すくも愚かなる心なり諸侯すらなほ然なりまして夫
より下つかた少しの祿を養みて十廿人の從者めしぐす
る計の人はいよく分限をしりて身のほごよりもひき
下げてよろづ穩便なるべし思ふにさはなくて今ひこさ
はをこがましく我より上に又人も無きやうに道をふた
ぎて往くさま見苦しきも云ふばかりなし此の風俗も我
がいさけなかりし時に思ひ比ふればけやけくあさまし

く見ゆ都は昔は諸侯貴人も多くは恭敬にして禮をつゝしみ賤しき者にも耻ぢてはしたなきふるまひをせず君たる人も臣下に禮を厚くしことばつかひまでも恭しかりきこ我が父語れり今は大方此の風もなくなりぬ又昔は士君子の婚娶に財幣を求むることなかりしに今は一郡をも領するほどの人だに財幣を求むることになりぬれば下さまの人はいふにや及ぶ世の治れること久しきによりて人皆佚樂して近比は有祿の士より上つた國郡の主まで殊の外貧困して凡商賈を頼みて内外のこをいこなむ故に位ある人も商賈を恐れ敬ふこと甚しければ商賈は是に乗じて士大夫をも輕しめあなざる是も

昔にかはれる風俗なりかくばかりの貧困にても外に出で、知らぬ者の中にてはをこがましきふるまひするををかしこも思はれず中華の人往古は男も女も髮そることなかりき五刑に及ばぬほどの輕き罪の者をば髡刑にて頭髮をそりけり佛法渡りてより男女髮を剃りて僧尼となることあり僧尼の外に常の人髡髮をそることなかりしに髻の處を少しのこし組みて長くたれて牛の尾の如くなるを辮髮といふこれ中華の風俗の大變なり我が國も昔は中華の如く僧尼の外に髮そるとなし中華の大變は近世に韃靼の如くびす國を奪ひて天下の人悉く其の國の風俗にして頭髮

をそりたりはその始なりいつの比よりか日本の武士の
中に月代きて頂の髪をそりおとし額に角を多くし頭髪
をも半過ぎて頂の邊をそりおとし髻をば指のふごさに
して其の末を剪りすて鶴の尾などの如くなり公家の人
はいまだ髪をそらねども是も武家をまなびて鬚をそれ
り武家も昔は烏帽子直垂を着たりしに今はそれともや
みぬれば只月しろをさらして少しの髪をうしろに束ね
たるさま昔の大わらはにもあらず何ぞ名付けんやうも
なし韃鞢のぬびすは鬚をのこせるに此方の方は鬚をさ
へそり落としぬれば斷髪の風俗かれよりも甚しといふべ
し近き比は又うしろの髻の内をもそりてはいよゝ髪

をすくなくし然かのみならず女も髪が多く長きをきら
ひて頭髪の中を丸くそりて髻を細くし髪の末を剪りて
短くす是大に昔にかはれる悪風俗なりもし此のまゝに
て年をへばいつこなく女は今の男の如くにもなり男は
全く法師にもなるべからんぞおもはるゝさもあらば
韃鞢のぬびすよりも見苦しかるべし風俗の移り易はる
も人力にあらずこれ時の運なりされば古の聖人たゞ此
の事を慮りたまひよき風俗を永久にたもつべき術をも
つげおきたまへり其の術は何ぞ云ふに正樂を行ひて
淫樂を禁ずるにありこれ國家を治むる政の要務なり

(獨語)

北條泰時の識見

太田道灌か説に泰時執權の時僧ありて公もし善心あらは一伽藍をたて給へといふ泰時建立の事も有りなむ其功德はいかにやといふ一字の伽藍を建立しぬれば治世安民後世善所子孫繁昌の功德ありといふ泰時佛法と神道聖法とは何れか優劣ある僧こたへて神道聖法は佛法には及びかたし泰時笑て一師道にくらければ萬弟道にまごふとはかゝる事にそ有へき我國の宗廟太神宮は小社を茅ふきにしてわたらせ給へとも御惠は秋津洲にみつ和僧の心こそ正しからぬ功の大小によらす志道に協ふ時は求さるに善縁ありと勧めなはよかりなん我を賺

して伽藍たてよといふは大に過れるにこそ今伽藍を建てなは其の費大にして國の煩なるへしこれ安民の便ならず民を苦むるなるへし現世安穩とは何をかいふへき世を治め從類眷属をはこくむこそ現世安穩とはすへき子孫善ならは祈らすとも榮え惡あらは祈るとも亡ひなむ我家業たによく知る事はかたし況や我道ならぬ事をや聖賢の道神道の意の深長なるいかてか知り盡すへき一天の主萬乗の君も渴仰し給へる佛道なればあしこは申しかたし和僧鎌倉にあらは政の妨ともなり淺智の人家業を失ふ媒ともなりなむこそ鎌倉を追出しけり其後鎌倉の僧これに畏れて人を誑かさず泰時かゝる賢才あ

りきこ時頼か代に建長寺を建てしより鎌倉中に五山とて大なる寺ともあまた作り其外國國に寺を作る事數をしらす國の寶大きに費え盜賊巷にみちぬ尊氏は夢窓國師といふ僧にたふらかされて天龍寺をたてゝあるにもあらぬ事多かりき武將の身こしてかゝるみちに惑ひては國を治むること難かるへし寺作るこゝろさこありなはまつ四海にみてる流離の民をすくふ謀こそあらまほしけれ(讀史餘論)

東山殿の罪過

今の世國の蠹害をなす事の東山殿の時より始まれる事ともいくらもあり此後何れの世にか此流弊を改めらる

善政はおはすへき一つには此公方は宮室を治め園池を廣め給ふ事を好み給ひき今も東山に銀閣なごの遺跡有るにて知りぬされは後來これらの事好める人皆彼世の事を思ひしたひて是に倣ひしかは民力を殫くし國財を費やす事多かり二つには此人萬の物に過奢を好み奇物を翫ひ給ひしかは其世の工皆心力を盡くして造り出せる翫器多く今も東山殿の時の物なりさいひぬれは世の寶とするもの少からす是富貴の人の侈奢の心を開く媒となる事多し三つには此人天性心匠おはせしか故に萬の事に物すきさいふ事出來しかは今に至るまで好事の人物ここに古式をいこひ我巧智を用ひて新奇を競ひ

ぬ凡古禮の廢れゆくこ不訾の財を費やすこは皆此物す
 きこいふ事より起れり尤風俗を敗るこいふへし四つに
 は茶事を好み給ひて古畫古器を多く聚め給ひて今の世
 にも東山殿の御物なりこいふ者は其價殊に貴しかゝる
 事は閑人散士の聊平生を娛むには左もこそあらめこ其
 流弊は難得の物を求むこし有用の財を盡くして士大夫
 の如きも牙儉の事に習ひて廉潔の風を敗る五つには此
 時驕奢の餘天下の財既に盡きはてしかは刀劍の價を定
 めらる其價の高下を以て奉公の淺深に従ひ其賞に充行
 はれし其習はし今に残りて君上に奉る物にも先其價を
 論するに至れりいと淺ましき事そこ覺ゆる是等の五つ

を初めて後代の人侈奢を好む心生し國家の財を費やし
 士君子の風俗を敗る事彼の治世四十九年のうちに出來
 て二百餘載の今に及へり書の五子の歌に内作色荒外作
 禽荒甘酒嗜音峻宇雕墻有一于此未或不亡こ見え伊訓に
 は敢有恒于舞宮酣歌于室時謂巫風敢有殉于貨色恒于遊
 畋時謂淫風敢有侮聖言逆忠直遠耆德比頑童時謂乱風惟
 茲三風十愆卿士有一于身家必喪邦君有一于身國必亡こ
 見えき誠なる哉是等の事身に一つありてだに家をも國
 をも亡しつへしましてや此公方には一つこしてのこる
 所もなくおはしければ世の乱れしも理也實に天のなさ
 る禍にはあらず自らなさる薛ののかるへからすこいふ

へし然るを今の人尤に倣ふの戒を知らずしてたゞ其風俗を思ひしたふ事いかなるいはれや心得かたし(讀史餘論)

室鳩巢に與ふる書

新井白石

昨日の御報拜誦驚謬是非に及ばず候ふ然りといへども火急の處に御全家御異狀なきことをこの上の多幸と思し召さるべく候ふ但しをしむべきことは多年御拮据候うて御求め得し御書籍と御手録との事承り候ふだに心を苦め候ふこれも身より外のものは是非に及ばず候ふ貴兄既に御學業も成就候へばこれより後書籍をたのみてたのまぬここに候ふ令郎いまだ御學問未成業の御ことに候へばせめて書籍をば御殘し候ふ御はからひの事強

ちに俗輩買田問舎等の事に比すべからず候ふ某家藏の書もごより多からず候へども二重になり候ふもの少少これあり候ふ書目の簿もなにの内にやらむ入れおき候ふ故昨夜尋ね候へごも知れず候ふされど覺え候ふ處は監本四書茅鹿門史記漢書などこれあり候ふ即ち令郎へこれを進ずべく候ふこの外の書恩賜のもの外はなにても御用次第御貸し申すべく候ふ御事もかかせまじく候ふこの節も手前の事御物語申し候ひし通り十分なる御用には立ち候はねごもいささか位は恩賜のものなほこれあるべく候ふ御心おきなく仰せ下さるべく候ふ廉潔をたて候ふも事にもより相手にもより候ふ尋常同

門も兄弟の親に同じく候ふ況やただに同門と申すばかりにもこれなく春風與子同胞と申すはこの事に候ふ仰せ下さるるすこしもすこしも御はづかしかるべき事にもなく候ふ早早 (白石自筆書簡寫)

或人に與ふる書

蒲生秀實

先夜は參上御意を得まことに柿餅の御饗應忝く存じたまつり候ふその節は折あしく他人來合せ候うて用事の談話申しつくさず候ひきさて拙者儀かねがね申しし通り歴代帝王の山陵久しく荒廢して御祭もすたれなかにはその所在すら明に知れずなり候ふものもこれあり候ふ間尋ね認め候へごもなほ遂げず候ふこの度林大學頭

殿へ申し入れその使こして本月六七日までに出府それより遂に上京仕るべく候ふこれ一天の君世世に御祀ありて尊崇すべき第一義に候へごも亂世以來法壞れ今治平二百年におよべごも上にさまでの有識これなきにつきたただだ等閑にあひなり候ふご幸に當今御老中伊豆殿をはじめ大學殿いづれも皆一代の賢才に御座なされて御政教を勤め給うて延喜天曆の昔にも劣るまじく候ふこの時にしてその一二の闕を補うて忠功を達する事拙者多年の願に候ふこれにつき江戸にて親しき二三の御旗本にも四五兩は得べく候ふまた佐野鹿沼など師友の間にて衣服腰の物の支度を致させ數年浪浪の拙者

やうやう眞の武士にまかりなるべく候ふしかれども關東より千里西遊六七十日の物入に心がけ申し候ふ間前に申す儀に面じ金子拾兩拜借仕りたく候ふこの儀先達申し入れ候ふ節御承知なし下され候ひしがなほ金員數はしかこ申上げず候ひしゆる更にかくの如く申し上げ候ふ昔商人にも義を好み申す者は奥州の金賣吉次が九郎義經における山川屋儀兵衛が大石内藏之助におけるこの外に金を輕んじ忠義の名を立てつる者多く御座候ふこの度の儀拙者も雪霜の寒を犯し旅行する事貴公にも御推察下され御承知にて御貸し下され候はばこれまた天下第一の義舉にて忠感定めて神明に達し候はむか

つ貴公は拙者における母方の姻親にて千金を蓄へてもごより一郷の良ご聞きたれば拙者外に求めずして直に貴公に御頼み申すごに候ふ不備

海國の武備

林子平

海國とは地つづきの隣國なくして四方皆海に沿へる國をいふなり海國には海國相當に品かはれる武備ありこのわけを知らざれば日本の武術ごはいひがたし海國には外寇の來り易きわけあり亦來り難きいはれもありその來り易しごいふは軍艦に乗じて順風を得れば日本道二三百里の海も一二日に走り來るなりそれ故にその備を設けざればかなはざる事なり又來り難しごいふいは

れは四方皆大海の險ある故妄に來り得ざるなりさりこ
てその險を恃みて備を怠ることあるべきにあらずされ
ば日本の武備は外寇を防ぐ術を知ることさし當りての
急務なり
外寇を防ぐ術は水戰にあり水戰の要は大砲にありこの
二をよく調度すること日本武備の正味にして唐山韃韃
等の山國は軍政の異なることなり故にこれを知り
てさて後陸戰の事に及ぶべきなりをしい哉古より軍の
名人と稱せられし人は唐山の軍書を宗として稽古せる
なれば皆唐山流の軍理のみ傳授して海國の議には及ば
ざりきこれその一を知りてその二を知らざりしに似た

り

今や唐山も古の唐山にあらず地勢人情大に相違するこ
ころありそは日本開關以來唐山より來り襲ひしは元の
時代の事なり元の君は北種より出で唐山を押領したる
人なり唐山と北狄と一體になりて北邊の軍止み果てた
れば遠く兵馬を出だすも後に心の碍なきが故に度度い
くさを仕懸けしなり三代はいふにも及ばず秦漢までは
日本の廣狹並に海路等のこと詳に知らず唐の代には詳
に知りたれども互によしみ深かりしかば侵し來らず宋
に至りてはその朝の風儀懦弱なりしゆゑこれ亦來り得
ず明の世祖元を滅して唐山を再興しその政事柔弱なら

ずよく一統の業を成せりこの代に日本を侵掠せむこの
議もありしかど北種の大敵日日月月に襲ひかかりし
みならず太閤の猛威に辟易して侵し伐つべき隙なかり
しにまた韃靼に亡されて世は清と改り康熙以來唐山韃
靼また一體になりて今はよく一統し北邊またよく太平
になれり竊におもへば清主この内患なき時に乘じ元の
古業を思ひ合せてまたいかなる無主意を起すまじきも
のにもあらざらむその時に至りては貪慾を本とすれば
日本の仁政にも懐くべからず兵馬の多きを恃めば日本
の武威にも畏るべからず又近頃恐るべきは歐羅巴の莫
斯哥未亞なりこはその勢無雙にして遠く韃靼の北地を

侵掠しこのごろは室韋の地方を略して東のかぎり加模
西葛杜加まで押領したり加模西葛杜加より東にはこの
上取るべき國土なしこの故に又西に顧みて蝦夷國の東
なる千島を手に入るべき心ありしか既に明和辛卯の年
莫斯科未亞より加模西葛杜加へつかはしたける豪傑は
ろんまおりつつあらあたるはんべんごろおこいふもの
加模西葛杜加より船を發して日本へたし渡り港港へ下
繩してその深さを計りながら日本を過半乗り廻したる
ことあり特に土佐の國にては日本國に來居る阿蘭陀人
へ書を遺しおきたることもあるなりこれ等の事を思ふ
にも海國の武備はいよいよ急なり (海國兵談)

西郷先生より桂四郎に贈りし所の書簡

芳翰難有拜誦仕候殘暑酷敷御座候得共彌以テ御壯榮勤務之段恐悅之至リ奉存候隨而小弟無異儀罷在ニ付乍憚御放慮可被下候陳者先月下漣三藩出揃相成候處此方ヨリハ三藩戮力同心被申義且立會而已ニテハ志氣直様難安次第ニ候間此度ハ充分戮力同心之根源ヲ堅ウイタシ候儀急務ト存候其根源ニ於テハ三藩ノ内ヨリ一人主宰ヲ立皆此人之手足ト相成十分使ハレ候而其人ヲ助ケ候處不相立候テハ只面々ノ議論ヲ主張イタシ候様ノ機會ニ成行候ニ付一人見込通り施サセ候テ面ヲ一ニ定メ不申候テハ必ス事業不舉紛々之場合ニ相成可申若又見込

相違致シ大体不相叶候ハ、速ニ引籠候方可然少々ノ見込ハ必ス有之事ニ付右等ハ推テヤリ貫キ候得ハ其弊ヲ矯候位ハ如何様共相成ニ付是ヲ以テ定約イタシ木戸一人ヲ參議ニ据エ外々ハ省ニ降り其任ヲ負ヒ勉勵可致ト相議シ土州へ相談候處至極同意ニテ御座候間而藩ヨリ篤ト長藩へ申述候へ共木戸決シテ不省然共而卿へ申立懇々御説諭相成候得共少モ承引者不致候ニ付不得止此上者都テ省々へ降り互ニ手ヲ引合候テ參候外無之ト策ヲ替談判イタシ候處亦々議論沸騰イタシ既ニ崩立勢ニ成立頓ト御變革ハ不出來次第ニ立至リ候處一夕大久保ヨリ篤ト相談有之此上ハ私氣張候ハ隨分御變革之處モ

受合テ可相調トノ事ニ付左候ハ、相ハマリ可申此節不
 相調候ハ、御國元ニテ隊中ト相約候折切斷ニ相究居候
 間迎モ遁出シハ出來不申山ニ入義モ相塞リイツレ地ニ
 入候處無之候故承諾仕候處木戸モ納得相成兩人參議ニ
 拜命仕候次第ニ御座候外ハ皆省々へ降り一時參議並卿
 大少輔ヲ被爲廢其上又々御調ノ上省々へ被相居候何分
 十全ノ撰擢不被相行残念之至ニ御座候乍然此上屹度定
 則相立候ハ、是ヲ以テ責或ハ罰シ候場合ニモ可罷成ト
 奉存候大少丞以下ノ處ハイマタ變撰無之是モ續テ相廢
 候筈御座候處官省ノ調へ並人員ノ定額章程等相極メ候
 テ可廢トテ只今取調中ニ御座候此度ハ俗吏モ餘程落膽

致シ濡鼠ノ如ク相成居申候御遙察可被下候定メテ衆恨
 ハ私一人ニ留リ可申ト最早明ラメ申居候尙近々事情可
 申上候得共大略而已如斯御座候恐々頓首

明治四年七月十四日

西郷吉之助

桂 四 郎 様

中江藤樹先生の傳

先生は俗稱を中江與右衛門といひて江州大溝の在なる
 小川村の産にして分部侯の領地の百姓なりけり王陽明
 流の學者なりしが其の德行は近時の學者の及ぶべき所
 にあらずこそ覺ゆる先年余きゝしこゝあり尾州の一士
 人の用事ありて此の邊を過ぎけるが先生の墓所の小川

村にありて聞きて畑うつ農夫にたづねしに畑道なれば
知れ申すまじ案内して奉らんさて先に立ちて行くほど
なく小き藁屋に至りしばしまたせ給へさて一人うち
入りやがて出づるを見るに木綿のあたらしきひこへも
のに布の小紋の羽織を著たり彼の士人驚きてさてく
丁寧なる男かな墓だに教へ得さすれば満足なるにと思
ひもて行くにやがて墓所に至りぬ彼の農夫竹垣の戸を
開きいざ入りて拜し玉へさいひて其の身は戸外に拜伏
せり士人大に驚きさては衣服を改め著にたるはわが爲
めにはあらで先生を敬するにてありけるご心付きさて
も汝は藤樹の家來筋の者にてやあるご問へばさには候

はずされど此の村の者は一人として先生の御恩を蒙ら
ざるは無し親を敬ひ子を親しむ事をわきまへ知りたる
は先生の御蔭なれば必おろそかに思ふべからずご我が
父母もつねづね教へ候ひぬご語る士人もはじめは只な
ほざりに一見の心にて來たりしが此の農夫が様子を見
聞きするに今更に心も改まりねんごろに拜して歸りき
ごなり

其の後余肥後にて村井氏に親しく交りしにある日村井
外より歸り來たりて語りしはさても今日は珍らしき墨
跡を見たり此の國の家老何某の方に近きころ江州より
聳養子に見ゆしあり其方に用事ありて行きけるが物語

の序にふと思ひ出で、その御里方の御領分に中江藤樹といひし人ありしよし御存知にもや其の手跡などは所持し給はずやと語り出でたるに彼の人座を改め藤樹先生の御事は我が父祖以來尊敬いたし候ひて老父われを愛する餘遠方へかく參るに付けて兼ねて秘藏の一軸を出だして得させぬ御所望ならば見せ申すべしとて奥に入り禮服にあらため一軸を携へ出で、床にかけ遙に引き退りて拜せられぬ尊敬かくばかりなれば我も手あらひ口そゝぎなどして拜して止みぬ分部侯にありては畢竟領地の一農夫なるをかくまで敬せらるゝ事代々賢を愛し徳を尊び給ふ事も知られてあり難く又藤樹先生

の眞の大儒なることもはじめて知られぬと申されき此の二事耳に残りあれば此の度よき序なれば墓にも謁し講堂をも一見せばやと思ひて大溝の東の加茂といふ所より南へ入るに八丁ばかりにて小川村といふに至りぬ農夫老婆さへもくはしく道を教へ迷ふともなくて講堂の前に出でたり雨戸さざしあれば其の隣なる志村周助といふ醫者の許に案内して講堂を拜し度よしといひ入れたればまづ玄關に上り給へといふ草鞋がけなれば只かりそめに講堂の案内をこいへど強ひて足そゝぎの水など持ち來たるまゝやむ事を得ず草鞋脚絆など解きて玄關に上るに周助出で迎ふ四十ばかりの惣髪なり茶煙

草の世話も行きこゝきたり余講堂を拜見し神主をも拜したきよし乞へば周助奥に入り禮服を著し講堂の鍵を手に持ちいざ來給へと引き連れて行く
さて講堂を開きたるに堂はかやぶきにて間數四間あり書院は南面にして十五疊敷かれて椽がはも有り向ふこ西脇こに押入あり此の書院ぞ講場なる其の次は對客の間にて八疊に床つけあり其の次は十疊しかれ其の次は臺所なり正面なる椽側の上に藤樹書院といふ四字の額あり分部昌命拜書こ有り十疊敷の間に朱子の白鹿洞の規則を板に書きてかけたりさばかり相違の學風なるに此の文をかけられたるも殊勝に覺ゆ押入の内に深衣を

著たる繪像あり釋菜の時の圖なりこいふ其の前に厨子あり其の内に神主あり上箱に先生姓中江諱原字惟命號願軒稱藤樹先生慶安元年戊子八月二十五日卒葬邑東北玉林寺の三十八字あり箱の内の神主は常法の如し
さて悉く見終り周助の宅に戻りいかなればかく此の堂を司りたまふこ問ふに父祖代々門人にして殊に古昔よりかく隣家に住み今にては先生の子孫もなければかくは預り來たれるなり殊に今はよき門人もなくなりぬれば毎月六度づゝ村民をあつめ論語を講ずるも無理に其の人に當てられて某が勤め申すなり又春秋の釋菜も村中集まり勸むるにも某を頭取こせるゆるかく鑑をも預

り居る事なり講堂の修覆は領主より力を添へられ領主も折りく參詣あるに禮服を著せずしては堂中に入り給はずとなり

それより先生の出處を尋ぬるに先生三十餘にて伊豫の大洲侯の招に應ぜらる先生の老母なる人船を嫌ひて四國に渡り得ず江州に残り居て先生ををしみしたはれければやむこそを得ず強ひて官祿を辭しいさまを願はれしに侯惜しみたまひて許容なかりければ願既に三度に及びたる後願書を出し捨てにして大洲を忍び出で、歸り去られぬ定めて追手を向けられて重く罪せられんかさて直ちには江州に歸り得ず京都に深く隠れて住居あ

りしが元來孝心より出でたる事ゆる侯も罪し給はず何のさはりもなくていさまをたまはりそれより江州にかへり老母を養はれ其の後は諸國の諸侯より招きありしかご再仕へられず備前の招にも門人の熊澤を出だされ幾程も無くて死去せられぬ纔に四十二歳なりきといふ此の講堂を建てられしも死去二三年前のことなりこか

や
先生の嫡子徳右衛門常省先生と稱す多病なりしかご壽は七十二歳まで保てり其の人子無くして中江氏の子孫絶ゆ今はなし對馬の家中に兄弟の家ありて今に中江を名乗るこの噂なりと周助語れりされども其の餘教近郷

に深く染みわたりて殊に此の小川村の百姓は年若き者
 さいへども毎夜集會して手習ひしかりそめにも酒なご
 うちのみ亂舞音曲なごすることなくまして博奕なごは
 いふまでもなし故にいかなる輕きものさいへども物書
 かぬものは無しさいふ誠に此の邊の風儀溫和淳朴にし
 て見る所きく所感に堪へず有り難き事ごもなり前の尾
 張肥後の物語まここに相違なき事を知りぬ
 熊澤先生は其の門人にて其の功績をいはゞいふべき所
 もすくなからじされども其の人も今時は得難しごぞ覺
 ゆる此の人の藤樹先生に従はれしはじめを尋ぬるに其
 の頃加賀の飛脚金子貳百兩を預り持ちて京都へ登るに

江州河原市より輕尻の馬を雇ひ榎木の宿に著きて泊り
 ぬ馬方は河原市にかへり馬のすそを洗はんご鞍を解き
 しに鞍の下より財布一つ出でたり取り上げ見れば金貳
 百兩あり馬かた大に驚き今の飛脚の取り忘れたるにこ
 そご思へば其の儘榎木に走り行き飛脚の泊れる宿に至
 り對面して委しく尋ね問ふに相違なかりければ其の金
 を取り出だして返しけるに飛脚は死にたるものゝよみ
 がへりたる心地して悦びの餘行李より別の金子拾五兩
 を取り出だし馬かたに與へもし此の二百兩なくば我が
 一命を失ふのみならず親兄弟さへに重き罪にいたらん
 さればそこの高恩なかゞ言葉の盡くすべきにあらぬ

ごも先當座の御禮までにおくり奉るご涙を流して悦ぶに馬かたは大に驚きたる顔色にてそなたの金をそなたに取り納め給ふに何の禮さいふこと有るべきこと手にだに取らずいろいろにこしらへごも更に受けじこと歸らんとする故やむことを得ず拾兩さへらし五兩さなし三兩さなし段々へらして遂には金貳兩さなしせめてこればかりは我が心の悦なれば受け給へかしさなくては我が心もすみ申さず今宵もいねがたしご理を盡くし詞を盡くしていふにぞ此の金をうけ申すほごならば貳百兩をも留め置き申すべしかく返し申すからにはいさゝかにても謝禮を受くるは我が心にあらずさりごて餘儀

なくのたまへばさらば鳥目貳百文を賜はるべしこれは今夜やすむべき所をこれまで追ひかけ來たれる賃錢なりこれはわが取るべき錢なれば申し請くべしといひて貳百文にて酒を買ひ其の家の人にするまひわれもよきほごに酔ひのみて歸らんとす飛脚も感に堪へかねさるにてもそこはいかなる人にておはすと問ふに名あるものにあらず又何一つ知れるものにあらず只わが在所の近所に小川村さいふ所あり此の村に與右衛門さいふ人たはして夜ごに講釋さいふ事あり某も折ふし聽きはべりしに親には孝を盡くすべし主人は大切にするものなり人の物は取らぬものなり無理非道は行ふべからず